

令和8年9月

河内長野市議会定例会

議 案 書

河 内 長 野 市

令和 8 年 9 月河内長野市議会定例会提出議案目次

報告第 15 号	令和 7 年度河内長野市一般会計継続費精算報告書の報告について	1
報告第 16 号	令和 7 年度健全化判断比率の報告について	3
報告第 17 号	令和 7 年度資金不足比率の報告について	4
報告第 18 号	令和 7 年度公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターの事業並びに決算の報告について	5
報告第 19 号	令和 7 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算の報告について	2 5
報告第 20 号	令和 7 年度公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業並びに決算の報告について	4 9
報告第 21 号	令和 7 年度三日市都市開発株式会社の事業並びに決算の報告について	6 8
報告第 22 号	令和 7 年度河内長野都市開発株式会社の事業並びに決算の報告について	8 6
報告第 23 号	令和 7 年度三日市町駅整備株式会社の事業並びに決算の報告について	1 0 1
認定第 1 号	令和 7 年度河内長野市一般会計歳入歳出決算認定について	1 1 1
認定第 2 号	令和 7 年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	1 1 2
認定第 3 号	令和 7 年度河内長野市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	1 1 3
認定第 4 号	令和 7 年度河内長野市部落有財産特別会計歳入歳出決算認定について	1 1 4
認定第 5 号	令和 7 年度河内長野市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 1 5
認定第 6 号	令和 7 年度河内長野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 1 6
認定第 7 号	令和 7 年度河内長野市水道事業決算認定について	1 1 7
認定第 8 号	令和 7 年度河内長野市下水道事業決算認定について	1 1 8

議案第 5 6 号	河内長野市教育委員会委員の任命について	……………	1 1 9
議案第 5 7 号	河内長野市消費生活センター条例の改正について	……………	1 2 0
議案第 5 8 号	河内長野市職員の特殊勤務手当条例の改正について	……………	1 2 1
議案第 5 9 号	河内長野市市税条例の改正について	……………	1 2 3
議案第 6 0 号	河内長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について	……………	1 3 2
議案第 6 1 号	河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について	……………	1 4 3
議案第 6 2 号	河内長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について	……………	1 5 0
議案第 6 3 号	河内長野市立福祉センター条例の改正について	……………	1 5 2
議案第 6 4 号	河内長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の改正について	……………	1 5 4
議案第 6 5 号	(仮称) 南花台中央公園整備工事請負変更契約の締結について	……………	1 5 5

別冊 1 (令和 8 年度各会計補正予算関係)

報告第 1 5 号

令和 7 年度河内長野市一般会計継続費精算報告書の報告について

令和 7 年度河内長野市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳					
					特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源			一般財源	特 定 財 源			一般財源	
					国 府 支出金	地方債	その他			国 府 支出金	地方債			その他	国 府 支出金	地方債		その他
105		学校給食施設整備事業	6	円 373,000,000	円 0	円 282,700,000	円 90,300,000	円 0	円 133,200,000	円 0	円 102,000,000	円 0	円 31,200,000	円 239,800,000	円 0	円 180,700,000	円 90,300,000	円 △31,200,000
			7	0	0	0	0	199,751,300	0	149,800,000	49,951,300	0	△199,751,300	0	△149,800,000	△49,951,300	0	
			計	373,000,000	0	282,700,000	90,300,000	0	332,951,300	0	251,800,000	49,951,300	31,200,000	40,048,700	0	30,900,000	40,348,700	△31,200,000

報告第16号

令和7年度健全化判断比率の報告について

令和7年度の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

河内長野市長 西野 修平

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.20)	— (17.20)	2.4 (25.0)	— (350.0)

備考

- ・実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- ・本市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 17 号

令和 7 年度資金不足比率の報告について

令和 7 年度の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
産業用地整備事業特別会計	—

備考

- ・ 資金不足が生じていない場合は、「—」を記載している。

報告第 18 号

令和 7 年度公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセン
ターの事業並びに決算の報告について

令和 7 年度の公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターの事
業並びに決算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報
告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

監査報告書

令和8年4月21日

公益財団法人 河内長野市勤労者福祉サービスセンター
理事長 西 口 栄 一 様

公益財団法人 河内長野市勤労者福祉サービスセンター
監 事 井 上 義 弘

公益財団法人 河内長野市勤労者福祉サービスセンター
監 事 小 原 正 宏

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況は、適正に表示しているものと認めます。

以上

令和 7 年度事業報告

令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで

I 事業の実施状況

公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターは、中小企業で働く方々の福利厚生事業を実施しました。会員事業所の皆様方はもとより、市及び商工会など関係機関の協力・連携のもと、中小企業と大企業との福利厚生規模間格差の是正を目指し、勤労者福祉の向上と地域経済の振興・発展に寄与してまいりました。

令和7年度におきましても、中小企業を営む事業主及びその中小企業に勤務する勤労者等の多様なニーズに応えられるよう努めました。大阪府内の互助会・サービスセンターとの共同事業を増やし、イベント事業を活発化させ、福利厚生事業の充実と、働きやすい職場環境づくりを支援し、市内における勤労者福祉の拠点となるよう、「会員サービスの向上」「効率的・効果的な運営」が図られる組織体制の構築に取り組みました。

II 会員拡大の取組

1. 会員の状況

(1) 年度別状況表

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入会者数	57 人	46 人	70 人
退会者数	57 人	78 人	61 人
増減	0 人	-32 人	9 人
年度末会員数	885 人	853 人	862 人
年度末事業所数	178 事業所	172 事業所	169 事業所

(2) 月別入退会状況表

	入会		退会		累計	
	事業所数	会員数	事業所数	会員数	事業所数	会員数
7年4月	0	19 人	2	21 人	170	851 人
5月	0	2 人	0	3 人	170	850 人
6月	0	3 人	0	2 人	170	851 人
7月	0	3 人	1	5 人	169	849 人
8月	0	2 人	0	2 人	169	849 人
9月	0	7 人	0	5 人	169	851 人
10月	0	2 人	0	1 人	169	852 人
11月	0	10 人	0	4 人	169	858 人
12月	0	2 人	1	7 人	168	853 人
8年1月	1	17 人	0	2 人	169	868 人
2月	0	3 人	0	5 人	169	866 人
3月	0	0 人	0	4 人	169	862 人
合計	1	70 人	4	61 人		

2. 広報活動

市内中小企業及び勤労者市民に対して、当サービスセンター事業の趣旨及び事業内容等について、広報活動を行った。

(1) ラークニュースの発行

事業内容の案内、斡旋等掲載の充実を図り、全ての会員に発送した。
発行部数として、年間12,000部を発行した。

(2) LINE公式アカウントの活用

LINE公式アカウントを活用し、会員へ事業案内等の周知を図った。

(3) 河内長野市商工会との連携

商工会が発行する「商工会報」に入会案内を掲載。
商工会会員あての郵送物に当サービスセンター入会案内を同封。
経営指導員による巡回、窓口指導、確定申告時の際に入会案内を行うことで会員増強に努めた。

3. 魅力ある福利厚生サービス事業の展開

新規提携先の開拓等、会員サービスのメニューの増加に努めた。

Ⅲ 中小企業勤労者等の福利厚生事業

1. 生活安定事業 【事業費 10,510,838円】

(1) 慶弔給付事業

① (一社) 全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの全福ネット慶弔給付事業加入

中小企業単独では実施が難しい福利厚生事業について、低コストで充実した慶弔給付事業を実施できる(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの全福ネット慶弔給付事業に加入した。

② 全福ネット慶弔給付事業

会員を対象に、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの全福ネット慶弔給付を活用し、各種祝金、弔慰金、見舞金(収益事業等は※3種類)の給付を行った。

給付項目	給付事由	金額(円)	件数(件)
結婚祝金※	会員が結婚したとき	20,000	5
結婚記念祝金※	銀婚祝(25周年)	10,000	9
	珊瑚婚祝(35周年)	20,000	6
	金婚祝(50周年)	30,000	3
子の出生祝金※	会員の子が出生したとき	10,000	18
子の就学祝金	子の小学校入学	10,000	18
	子の中学校入学	10,000	24
傷病休業見舞金	休業14日以上30日未満	10,000	3
	休業30日以上60日未満	20,000	11
重度障害見舞金	会員の重度障害(71歳未満)	100,000	0
	会員の重度障害(71歳以上)	50,000	0

後遺障害見舞金	会員の不慮の事故による後遺障害	4,000～100,000	0
死亡弔慰金	会員の死亡（71歳未満）	100,000	3
	会員の死亡（71歳以上）	50,000	1
	配偶者死亡	50,000	5
	子死亡	30,000	0
	親死亡	10,000	37
勤続祝金	勤続10年	10,000	24
	勤続20年	20,000	18
	勤続30年	20,000	12
	勤続40年	30,000	16
退会餞別金	在会 5年以上	5,000	10
	在会 10年以上	15,000	28
合 計			251

③ 平成20年度以前の旧慶弔給付事業（平成24年度制度改正に伴う経過措置）

給付項目	給 付 事 由	金額（円）	件数（件）
退会餞別金	在会 3年以上	3,000	0
	在会 10年以上	20,000	2
	在会 15年以上	100,000	6
	在会 20年以上	200,000	9
合 計			17

④ 平成21年度以降の新慶弔給付事業（平成24年度制度改正に伴う経過措置）

給付項目	給 付 事 由	金額（円）	件数（件）
退会餞別金	在会 3年以上	3,000	6
	在会 10年以上	20,000	1
	在会 15年以上	30,000	0
	在会 30年以上	100,000	0
合 計			7

（2）物資斡旋事業

会員と家族に、家庭用常備薬等、企画商品、非常用物資等の斡旋を行った。

内 容	斡旋件数
家庭用常備薬	42件
通信販売での企画商品の斡旋	38件
非常用物資（長期保存食・携帯用トイレ）（新規）	10件
3事業合計	90件

2. 老後生活安定事業

独立行政法人勤労者退職金共済機構と連携し、中小企業に働く従業員の老後生活の安定を図ることを目的とした退職金制度「中小企業退職金共済」等の案内加入斡旋を行った。

3. 余暇活動事業 【事業費 6,359,381円】

(1) レクリエーション事業

会員相互の親睦や、会員及びその家族とのふれあいを深めるため、映画、コンサート、スポーツ等のレクリエーション行事を行った。

① 文化鑑賞事業

ラブリーホール等を通じて、コンサート、観劇、スポーツ観戦、映画、美術館等鑑賞券の一部補助を行った。

内 容	幹旋枚数
映画鑑賞券	350枚
美術館等鑑賞券	97枚
観劇事業	60枚
3事業合計	507枚

② レジャー施設利用助成事業

レジャー施設と法人契約、利用契約を結び、会員等の余暇活動の充実を図り、会員と家族には、一部利用補助を行った。

内 容	利用者数
関西サイクルスポーツセンター	52人
1事業合計	52人

③ その他利用事業

チケット等の一部利用補助を行った。

内 容	幹旋枚数
QUOカード	170枚
QUOカードPay	38枚
ジェフグルメカード	600枚
トイカード	600枚
マックカード	200枚
ミスタードーナツ商品券	250枚
風の湯利用券	500枚
サーティワンアイスクリームギフト券	200枚
ユニクロギフトカード	130枚
スターバックス カード	95枚
KOMECA	28枚
大阪マリオット都ホテル	34枚
12事業合計	2,845枚

(2) 大阪府内互助会、サービスセンター共同事業

個々の互助会、サービスセンター単独では予算的人員的に実施が困難な事業や既存事業の更なる拡充を図るため、大阪府内20団体で構成されている「大阪地区勤労者福祉事業拡充委員会」(愛称:おおきにN e t)に参画し、大阪府内で広域的な展開が見込めるサービス事業を実施した。

- ① おおきにN e t 参画団体が個別に契約しているサービス等を、各団体の会員が相互に共同利用できるようネットワークを構築した。また、割引共同利用店舗網のサービスの拡充を図った。
- ② マス釣り体験など多様な会員ニーズに応じたイベント事業を企画し、共同開催した。

内 容	参加者数
七月大歌舞伎特別企画 (実施日 7月13日・19日) 合計人数 99人	10人
オリジナル作品づくり (実施日 7月26日) 合計人数 11人	3人
千早川マス釣り体験 (実施日 10月5日) 合計人数 88人	14人
和菓子づくり体験 (実施日 12月6日) 合計人数 48人	5人
オリジナルリース・モダンしめ縄づくり (実施日 12月14日) 合計人数 16人	4人
宝塚歌劇観劇と宝塚ホテルでの食事 (実施日 令和8年1月10日) 合計人数 50人	10人
ホテル日航関西空港 合計人数 380人	23人
7事業合計	69人

- ③ 泉州地域(堺市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市)、河内地域(藤井寺市、富田林市、羽曳野市、河内長野市)の9市による連絡会議を実施し、南大阪地域に密着した情報の共有化と共同事業を行った。

内 容	利用者数
ひらかたパーク 合計人数 173人	17人
1事業合計	17人

- ④ Cブロック(藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市)の5市による連絡会議を実施し、情報の共有化と共同事業を行った。

内 容	参加者数
大相撲三月場所 (実施日 令和8年3月8日) 合計人数 20人	6人

豚まん手作り体験教室 (実施日 令和8年3月14日) 合計人数 30人	14人
オリックス・バファローズ(新規) アドバンスチケットライト 合計人数 73人	52人
3事業合計	72人

4. 健康管理事業 【事業費 213,840円】

会員の健康維持増進を図るため、人間ドック、生活習慣病予防検診の補助を行うとともに、会員制スポーツクラブ等健康増進施設の利用や、ゴルフ場利用に対して補助を行い、健康管理に関する事業を行った。

内 容	利用者数
人間ドック補助(35歳以上)	20人
生活習慣病予防検診補助(35歳以上)	21人
スポーツクラブ利用券補助	28人
ゴルフ場利用補助(新規)	21人
4事業合計	90人

5. 宿泊補助事業 【事業費 357,000円】

大手旅行会社、全国のホテル、旅館等と宿泊利用契約を結び、一部利用補助を行い、会員等の余暇活動の充実を図った。

内 容	利用者数
宿泊補助	119人

6. 自己啓発事業 【事業費 195,400円】

(1) 勤労者のスキルアップ事業

ビジネスマナー教室などの講習会開催を他の互助会等と企画し、勤労者の職業能力向上を図った。

内 容	利用者数
退職準備セミナー (実施日 令和8年1月24日) 合計人数 36人	2人

(2) 文化教養促進事業

文化教養の向上を目的とした通信講座やカルチャーセンター等の入会金、受講料の割引等を行った。

(3) その他事業

図書カードを会員と家族に一部利用補助を行い、一般価格より安価で斡旋した。

内 容	斡旋枚数
図書カード	100枚

IV. 理事会・評議員会の開催状況

1. 理事会

会議名	案 件
決議省略提案	議案第1号 臨時評議員会の開催について
決議省略提案	議案第2号 副理事長の選任について
第1回理事会	議案第3号 令和6年度事業報告について 議案第4号 令和6年度収支決算報告について 議案第5号 定時評議員会の開催について 報告第1号 職務執行の報告について
決議省略提案	議案第6号 理事長、副理事長、専務理事の選任について
第2回理事会	議案第7号 令和8年度事業計画について 議案第8号 令和8年度収支予算について 議案第9号 資金調達及び設備投資の見込みについて 報告第2号 職務執行の報告について

2. 評議員会

会議名	案 件
決議省略提案	議案第1号 新理事及び新評議員の選任について
定時評議員会	議案第2号 令和6年度事業報告について 議案第3号 令和6年度収支決算報告について

令和 7 年度収支決算報告

令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで

貸 借 対 照 表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資 産 の 部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現 金	211,668	228,770	▲17,102
普通預金	2,373,330	2,803,859	▲430,529
通知預金	756,000	756,000	0
定期預金	1,669,326	1,668,378	948
現金預金合計	5,010,324	5,457,007	▲446,683
(2) その他流動資産			
貯蔵品	288,500	317,300	▲28,800
未収金	521,825	513,100	8,725
前払金	0	51,700	▲51,700
その他流動資産合計	810,325	882,100	▲71,775
流動資産合計	5,820,649	6,339,107	▲518,458
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	5,000,000	5,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
退会餞別金引当資産	24,796,565	27,269,451	▲2,472,886
特定資産合計	24,796,565	27,269,451	▲2,472,886
固定資産合計	29,796,565	32,269,451	▲2,472,886
資産合計	35,617,214	38,608,558	▲2,991,344
II 負 債 の 部			
1. 流動負債			
未払金	491,554	934,300	▲442,746
預り金	120	240	▲120
前受金	47,600	173,300	▲125,700
流動負債合計	539,274	1,107,840	▲568,566
負債合計	539,274	1,107,840	▲568,566
III 正 味 財 産 の 部			
1. 指定正味財産			
基本財産	5,000,000	5,000,000	0
指定正味財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(24,796,565)	(27,269,451)	(▲2,472,886)
正味財産合計	35,077,940	37,500,718	▲2,422,778
負債 及び 正味財産合計	35,617,214	38,608,558	▲2,991,344

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産運用益	1,250	100	1,150
基本財産運用益計	1,250	100	1,150
特定資産運用益			
特定資産運用益	46,337	882	45,455
特定資産運用益計	46,337	882	45,455
受取会費			
会員受取会費	7,182,000	7,290,500	▲108,500
受取会費計	7,182,000	7,290,500	▲108,500
負担金			
受取負担金	5,864,243	6,139,558	▲275,315
負担金計	5,864,243	6,139,558	▲275,315
受取補助金等			
受取市補助金	2,100,000	2,100,000	0
受取民間補助金	4,027,217	3,790,595	236,622
受取補助金等計	6,127,217	5,890,595	236,622
雑収益			
雑収益	26,328	44,054	▲17,726
雑収益計	26,328	44,054	▲17,726
経常収益計	19,247,375	19,365,689	▲118,314
(2) 経常費用			
生活安定事業費			
慶弔給付事業費	2,440,000	2,089,000	351,000
慶弔給付事業費(新)	38,000	6,000	32,000
全福祉慶弔給付事業費	7,397,137	7,032,989	364,148
祝金給付事業費	580,000	580,000	0
物資斡旋事業費	55,701	0	55,701
生活安定事業費計	10,510,838	9,707,989	802,849
福利厚生事業費			
余暇活動事業費	6,359,381	6,894,151	▲534,770
健康管理事業費	213,840	169,960	43,880
宿泊補助事業費	357,000	330,000	27,000
自己啓発事業費	195,400	244,250	▲48,850
福利厚生事業費計	7,125,621	7,638,361	▲512,740
事業費			
事務委託費	1,824,000	1,776,000	48,000
旅費交通費	8,420	14,060	▲5,640
消耗品費	3,729	6,743	▲3,014
印刷製本費	245,824	233,634	12,190
通信運搬費	452,376	434,246	18,130
手数料	156,484	151,799	4,685
賃借料	72,864	72,864	0
広報活動費	117,582	30,293	87,289
負担金	317,920	493,920	▲176,000
事業費計	3,199,199	3,213,559	▲14,360
管理費			
報償費	26,000	34,000	▲8,000
租税公課	10,800	10,800	0
事務委託費	456,000	444,000	12,000

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
消耗品費	932	1,686	▲754
印刷製本費	61,456	58,408	3,048
通信運搬費	113,094	108,561	4,533
手数料	39,121	37,950	1,171
賃借料	18,216	18,216	0
広報活動費	29,396	7,573	21,823
負担金	79,480	123,480	▲44,000
雑費	0	50,000	▲50,000
管理費計	834,495	894,674	▲60,179
経常費用計	21,670,153	21,454,583	215,570
当期経常増減額	▲2,422,778	▲2,088,894	▲333,884
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	▲2,422,778	▲2,088,894	▲333,884
当期一般正味財産増減額	▲2,422,778	▲2,088,894	▲333,884
一般正味財産期首残高	32,500,718	34,589,612	▲2,088,894
一般正味財産期末残高	30,077,940	32,500,718	▲2,422,778
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	1,250	100	1,150
基本財産運用益計	1,250	100	1,150
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	▲1,250	▲100	▲1,150
一般正味財産への振替額計	▲1,250	▲100	▲1,150
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,000,000	5,000,000	0
指定正味財産期末残高	5,000,000	5,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	35,077,940	37,500,718	▲2,422,778

正味財産増減計算書内訳表

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	内部取引消去	合計
	公 1	小計	その他	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益							
基本財産運用益	1,250	1,250	0	0	0	0	1,250
基本財産運用益計	1,250	1,250	0	0	0	0	1,250
特定資産運用益							
特定資産運用益	46,337	46,337	0	0	0	0	46,337
特定資産運用益計	46,337	46,337	0	0	0	0	46,337
受取会費							
会員受取会費	5,027,400	5,027,400	718,200	718,200	1,436,400	0	7,182,000
受取会費計	5,027,400	5,027,400	718,200	718,200	1,436,400	0	7,182,000
負担金							
受取負担金	5,864,243	5,864,243	0	0	0	0	5,864,243
負担金計	5,864,243	5,864,243	0	0	0	0	5,864,243
受取補助金等							
受取市補助金	2,100,000	2,100,000	0	0	0	0	2,100,000
受取民間補助金	3,447,217	3,447,217	580,000	580,000	0	0	4,027,217
受取補助金等計	5,547,217	5,547,217	580,000	580,000	0	0	6,127,217
雑収益							
雑収益	25,380	25,380	0	0	948	0	26,328
雑収益計	25,380	25,380	0	0	948	0	26,328
経常収益計	16,511,827	16,511,827	1,298,200	1,298,200	1,437,348	0	19,247,375
(2) 経常費用							
生活安定事業費							
慶弔給付事業費	2,440,000	2,440,000	0	0	0	0	2,440,000
慶弔給付事業費(新)	38,000	38,000	0	0	0	0	38,000
全福祉慶弔給付事業費	7,077,785	7,077,785	319,352	319,352	0	0	7,397,137
祝金給付事業費	0	0	580,000	580,000	0	0	580,000
物資斡旋事業費	55,701	55,701	0	0	0	0	55,701
生活安定事業費計	9,611,486	9,611,486	899,352	899,352	0	0	10,510,838
福利厚生事業費							
余暇活動事業費	6,359,381	6,359,381	0	0	0	0	6,359,381
健康管理事業費	213,840	213,840	0	0	0	0	213,840
宿泊補助事業費	357,000	357,000	0	0	0	0	357,000
自己啓発事業費	195,400	195,400	0	0	0	0	195,400
福利厚生事業費計	7,125,621	7,125,621	0	0	0	0	7,125,621
事業費							
事務委託費	1,596,000	1,596,000	228,000	228,000	0	0	1,824,000
旅費交通費	8,420	8,420	0	0	0	0	8,420
消耗品費	3,263	3,263	466	466	0	0	3,729
印刷製本費	215,096	215,096	30,728	30,728	0	0	245,824
通信運搬費	395,829	395,829	56,547	56,547	0	0	452,376
手数料	136,923	136,923	19,561	19,561	0	0	156,484
賃借料	63,756	63,756	9,108	9,108	0	0	72,864
広報活動費	102,884	102,884	14,698	14,698	0	0	117,582
負担金	278,180	278,180	39,740	39,740	0	0	317,920
事業費計	2,800,351	2,800,351	398,848	398,848	0	0	3,199,199
管理費							
報償費	0	0	0	0	26,000	0	26,000
租税公課	0	0	0	0	10,800	0	10,800
事務委託費	0	0	0	0	456,000	0	456,000
消耗品費	0	0	0	0	932	0	932
印刷製本費	0	0	0	0	61,456	0	61,456
通信運搬費	0	0	0	0	113,094	0	113,094

正味財産増減計算書内訳表

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	内部取引消去	合計
	公 1	小計	その他	小計			
手数料	0	0	0	0	39,121	0	39,121
賃借料	0	0	0	0	18,216	0	18,216
広報活動費	0	0	0	0	29,396	0	29,396
負担金	0	0	0	0	79,480	0	79,480
管理費計	0	0	0	0	834,495	0	834,495
経常費用計	19,537,458	19,537,458	1,298,200	1,298,200	834,495	0	21,670,153
当期経常増減額	▲3,025,631	▲3,025,631	0	0	602,853	0	▲2,422,778
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	601,905	601,905	0	0	▲601,905	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	▲2,423,726	▲2,423,726	0	0	948	0	▲2,422,778
当期一般正味財産増減額	▲2,423,726	▲2,423,726	0	0	948	0	▲2,422,778
一般正味財産期首残高	30,226,340	30,226,340	0	0	2,274,378	0	32,500,718
一般正味財産期末残高	27,802,614	27,802,614	0	0	2,275,326	0	30,077,940
II 指定正味財産増減の部							
基本財産運用益							
基本財産受取利息	1,250	1,250	0	0	0	0	1,250
基本財産運用益計	1,250	1,250	0	0	0	0	1,250
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額	▲1,250	▲1,250	0	0	0	0	▲1,250
一般正味財産への振替額計	▲1,250	▲1,250	0	0	0	0	▲1,250
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000
指定正味財産期末残高	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000
III 正味財産期末残高	32,802,614	32,802,614	0	0	2,275,326	0	35,077,940

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準&評価方法
最終仕入原価法による原価法である。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
定額法
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式による。

2 会計方針の変更

該当事項なし

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
退会費別金引当資産	27,269,451	0	2,472,886	24,796,565
小 計	27,269,451	0	2,472,886	24,796,565
合 計	32,269,451	0	2,472,886	29,796,565

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	(5,000,000)	(0)	—
小 計	5,000,000	(5,000,000)	(0)	—
特定資産				
退会費別金引当資産	24,796,565	(0)	(24,796,565)	(0)
小 計	24,796,565	()	(24,796,565)	(0)
合 計	29,796,565	(5,000,000)	(24,796,565)	(0)

5 担保に供している資産

該当事項なし

6 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当事項なし

7 保証債務等の偶発債務
該当事項なし

8 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当事項なし

9 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
事業補助金	河内長野市	—	2,100,000	2,100,000	—	—
合 計			2,100,000	2,100,000		

10 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。
(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
経常費用計上による振替額	1,250
合 計	1,250

11 関連当事者との取引
該当事項なし

12 重要な後発事象
該当事項なし

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記 3、基本財産及び特定資産の増減及びその残高に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

該当なし

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金	現 金	運転資金	211,668	
		普通預金	運転資金	2,373,330	
		三菱ＵＦＪ銀行	河内長野支店	1,809,109	
		三井住友銀行	河内長野支店	40,191	
		りそな銀行	河内千代田支店	72,589	
		南都銀行	河内長野支店	29,770	
		徳島大正銀行	千代田支店	170,834	
		紀陽銀行	河内長野支店	90,882	
		成協信用組合	河内長野支店	26,100	
		大阪シティ信用金庫	河内長野支店	66,472	
		大阪南農業協同組合	河内長野支店	67,383	
		通知預金	運転資金	756,000	
		三菱ＵＦＪ銀行	河内長野支店	756,000	
		定期預金	運転資金	1,669,326	
		大阪南農業協同組合	河内長野支店	212,949	
		三菱ＵＦＪ銀行	河内長野支店	1,456,377	
		現金預金合計			5,010,324
	その他流動資産	貯蔵品		貯蔵品	288,500
		貯蔵品		翌事業年度に供する貯蔵品	288,500
		未収金		会費・福利厚生事業	521,825
		会費		3月分会費	508,900
		福利厚生事業		福利厚生事業費	12,925
その他流動資産合計			810,325		
流動資産合計				5,820,649	
(固定資産)	基本財産	基本財産	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業共用の財源として使用している。	5,000,000	
		定期預金三菱ＵＦＪ銀行	河内長野支店	5,000,000	
		基本財産合計		5,000,000	
	特定資産	退会餞別金引当資産		公益目的保有財産であり、慶弔給付事業の退会餞別金引当資産として管理されている預金	24,796,565
		定期預金南都銀行	河内長野支店		8,738,525
		通知預金三菱ＵＦＪ銀行	河内長野支店		840,000
		定期預金紀陽銀行	河内長野支店		9,210,180
		定期預金大阪南農業協同組合	河内長野支店		6,007,860
	特定資産合計			24,796,565	
	固定資産合計				29,796,565
資産合計				35,617,214	
(流動負債)	未払金 負担金 福利厚生事業 預り金 源泉所得税 前受金 前受会費 福利厚生事業		負担金・福利厚生事業 等	491,554	
			定期提出書類作成費	187,000	
			福利厚生事業費	304,554	
			源泉所得税	120	
			源泉所得税	120	
			前受会費・福利厚生事業 等	47,600	
			翌事業年度に供する受取会費	5,600	
			翌事業年度に供する事業費	42,000	
	流動負債合計			539,274	
負債合計				539,274	
正味財産				35,077,940	

報告第 19 号

令和 7 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並び
に決算の報告について

令和 7 年度の公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算
について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

監 査 報 告 書

令和 8 年 5 月 2 6 日

公益財団法人河内長野市文化振興財団
理 事 長 柴 理 梨 亜 殿

公益財団法人河内長野市文化振興財団

監 事 西 尾 元 嗣

公益財団法人河内長野市文化振興財団

監 事 中 西 正 人

私たち監事は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの事業年度における業務及び会計の監査を行いました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

- (1) 業務監査については、理事の業務執行状況を確認し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の正当性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 事業実施報告書の内容は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和 7 年度 事業実施報告書

河内長野市における芸術文化活動を総合的に振興することにより、創造性豊かで活力と潤いに満ちた住みよい地域社会の形成に寄与することを目的に、様々な文化芸術に触れる機会、参加する機会を提供いたしました。

主な公益目的事業の取り組みとしましては、以下のとおりです。

1. 主要事業（創造発信型事業、市民参画型事業）
ミュージカル、ラブリーハロウィーン、クリスマスイルミネーション、河内長野ラブリーホール合唱団演奏会
2. 教室運営型事業
ミュージカルスクール、のこぎり音楽教室、伝統音楽&フィドル教室
3. 芸術家育成型、芸術文化普及型、アウトリーチ事業
ロビーコンサート、新人演奏会、カフェ・コンチェルト、鑑賞型公演、シネマdeラブリー、ラブリー名画座、アウトリーチ（学校、福祉施設等訪問）
4. 芸術文化活動活性化支援事業
文化祭、共催事業、施設の貸与（公益目的の貸出）・維持管理

また、収益事業の取り組みとしましては、以下のとおりです。

1. 施設の貸与（公益目的以外の貸出）
2. 友の会の運営
3. その他事業（自動販売機、コピーサービスなど）

I. 地域の芸術文化の振興を図る事業（公益目的事業）

【事業の構成】

本事業は、次の7事業で構成されます。

1. 河内長野発の優れた舞台芸術作品を創造し発信する事業（創造発信型事業）
2. 市民との協働により芸術文化を創造する事業（市民参画型事業）
3. 年間を通じて行う長期ワークショップ型事業（教室運営型事業）
4. 地域の芸術家を発掘し育成する事業（芸術家育成型事業）
5. 多種多様な芸術文化に出会う機会を提供する事業（芸術文化普及型事業）
6. アーティストの派遣を通じて芸術文化に触れる機会を創出する事業（アウトリーチ事業）
7. 地域の芸術文化活動を多様な角度から支援する事業（芸術文化活動活性化支援事業）

【事業の内容】

1. 河内長野発の優れた舞台芸術作品を創造し発信する事業（創造発信型事業）

◇ 内 容

「ラブリーホール・オリジナル・ミュージカル」の制作・上演による河内長野発の優れた舞台芸術の創造発信を目的に以下の事業を実施しました。

◇ 事業名

- (ア) ラブリーホール・オリジナル・ミュージカル vol. 1 4
「ヤエクの森2025」【2回公演】

2. 市民との協働により芸術文化を創造する事業（市民参画型事業）

◇ 内 容

鑑賞するだけでなく、実際に舞台に立つこと、または企画運営に参加することで市民が文化に直接触れ、ひとと人をつなぐ機会をより積極的に創出することを目的に以下の事業を実施しました。

◇ 事業名

- (ア) 河内長野ラブリーホール合唱団演奏会 ヘンデル作曲「ユダス・マカベウス」
(イ) ラブリーハロウィーン in かわちながの2025
(ウ) ラブリーホール・クリスマスイルミネーション2025
(エ) ゴスペルクワイア Make Us One ゴスペルクリスマスコンサート
(オ) ロビー展示（市民プラザ活性化策）

3. 年間を通じて行う長期ワークショップ型事業（教室運営型事業）

◇ 内 容

市民参加型の事業を更に発展させ、年間を通じ継続的に文化に触れる機会を提供することを目的に以下の事業を実施しました。

◇ 事業名

- (ア) ラブリーホール・ミュージカルスクール（本クラス、リトルクラス）
(イ) アン・ドレ「のこぎり音楽教室」
(ウ) 大森ヒデノリ「伝統音楽教室&フィドル教室」

4. 地域の芸術家を発掘し育成する事業（芸術家育成型事業）

◇ 内 容

次代を担う地域の若手アーティストの育成を目的とし、ロビーコンサート及び新人演奏会を実施しました。ロビーコンサートでは、地域で活動する若手に演奏の機会と会場を提供するだけではなく、財団主催公演として制作全般をバックアップしました。

◇ 事業名

- (ア) ロビーコンサート【2事業】
(イ) ラブリーホール新人演奏会2025

5. 多種多様な芸術文化に出会う機会を提供する事業（芸術文化普及型事業）

◇ 内 容

ホールに足を運んでいただき、文化の根源的な楽しさや多様性を体感していただくことを目的に、様々な音楽を気軽に楽しめるコンサート「カフェ・コンチェルト」をはじめ、ポップスコンサートや「シネマ de ラブリー」「ラブリー名画座」など、幅広いジャンルの事業を展開しました。

◇ 事業名

- (ア) 石田組コンサートツアー 2025
- (イ) 中村壱太郎講演会
- (ウ) おどろき！はっけん！たのしい！カラフルくらしっく LIVE！！【2回公演】
- (エ) ドラゴンクエストスペシャルコンサート 交響組曲ドラゴンクエストVI
- (オ) Jルークスシンガーズが贈る合唱の魅力レクチャー&コンサート in 河内長野
- (カ) リアル恐竜ショー 恐竜パーク 【2回公演】
- (キ) 荒牧陽子×松浦航大 最強！！歌まねライブ 2025
- (ク) 南河内 JAZZ フェスティバル 2025
- (ケ) 島津亜矢 歌怪獣襲来ツアー 2025 【2回公演】
- (コ) Xmas イルミネーションライブ
- (サ) 平野雅世ソプラノコンサート
- (シ) 令和7年度公共ホール音楽活性化支援事業 KOTOからはじまる音の旅
- (ス) 大阪交響楽団 無料公開リハーサル
- (セ) 第72回らぶりい寄席 選抜！上方落語競演会 in 河内長野
- (ソ) 由紀さおり・岩崎宏美 プレミアムコンサート
- (タ) 大阪フィルハーモニー交響楽団 河内長野演奏会
- (チ) カフェ・コンチェルトシリーズ 2025～2026 【4事業】
- (ツ) シネマ de ラブリー 【6作品上映】
- (テ) ラブリー名画座 【6作品上映】

6. アーティストの派遣を通じて芸術文化に触れる機会を創出する事業（アウトリーチ事業）

◇ 内 容

アーティストを地域コミュニティ等の身近な場所に派遣し、アーティストの持つ能力を活かしながら、気軽に文化に触れる機会を提供することを目的に実施しました。

（訪問先）

小学校 11校 / 中学校 2校 / 福祉施設 7施設 / 公共ホール音楽活性化支援事業 4施設

7. 地域の芸術文化活動を多様な角度から支援する事業（芸術文化活動活性化支援事業）

◇ 内 容

地域の芸術文化活動を支援するため、河内長野市文化連盟をはじめとする地域の文化団体との共催事業の実施、芸術文化情報の収集・発信、市民の文化活動の場の提供など、ソフト・ハード両面において多様な角度から地域の芸術文化活動を支援しました。

◇ 事業名

- (ア) 河内長野市文化連盟の事務局業務
- (イ) 第71回河内長野市文化祭（17事業実施）
- (ウ) 市民による自主的な芸術文化活動支援のための共催事業（1事業実施）
- (エ) 地域の芸術文化情報の収集及び発信事業

ラブリーニュースやホームページ、施設利用案内パンフレットを活用した広報等により、当財団の事業を広く周知しました。あわせて、ラブリーホール公式SNS（「Facebook」、「X（旧 Twitter）」、「Instagram」）を積極的に活用し、公演情報だけでなく、自主制作公演の練習風景や公演終了後のイベントリポートなどを交えたタイムリーな情報発信を行うことで、当財団の実施する多様な芸術文化活動を身近に感じていただけるよう努めました。

① 「ラブリーニュース」の発行

偶数月に、河内長野市広報紙と同時に「ラブリーニュース」を市内全世帯及び事業所へ配布すると共に、新聞折込により近隣市町村へも配布し、ラブリーホール事業内容及び文化情報の発信を行いました。また、ラブリーホール事業の特集記事を掲載するなど、より分かりやすく親しみやすい紙面の作成に努めました。（発行部数：98,000部）

② ラブリーホールホームページの運営

利用者の視点に立ち、見やすく利用しやすいホームページを目指して、継続的な改善に取り組みました。あわせて、ホームページのアクセス解析により利用者の動向を把握し、その結果を踏まえた販売促進の充実に努めました。

（オ）地域の芸術文化活動や地域社会の健全な発展を目的とする活動の場の提供

市民の自主的な芸術及び文化活動の場として、また語学や歴史などの学習、福祉、人権、まちづくり、自治会、教育活動、あるいは健康増進活動といった地域社会を健全に維持増進する活動の場の提供を目的に、「ラブリーホール」の指定管理者として、施設の貸出に関する利用の許可、維持管理に関する業務を行いました。

【河内長野市立文化会館（ラブリーホール）】

①施設利用状況表（日別）

大ホール	小ホール	ギャラリー	リハーサル室	レッスンルーム1	レッスンルーム2	会議室1	会議室2	和室大	和室小	録音室
72.7%	64.9%	43.2%	98.7%	92.2%	88.3%	78.9%	81.2%	79.6%	62.3%	97.1%

②施設利用料（R7年度の情報）

（単位：円）

	施設利用料	設備利用料	還付金残高	合 計	内公益利用	内収益利用
一般利用	16,525,200	6,107,250	95,410	22,727,860	19,906,810	2,821,050
財団利用	19,168,400	4,588,200	0	23,756,600	23,756,600	0
合 計	35,693,600	10,695,450	95,410	46,484,460	43,663,410	2,821,050

※内部取引消去前

③入場者数（財団主催・共催公演含む）

（単位：人）

大ホール	小ホール	ギャラリー	リハーサル室	レッスンルーム	会議室	和室	録音室	合 計
48,690	26,447	11,575	14,400	6,617	9,499	6,603	1,789	125,620

④ご利用者アンケート集計

【期間：通年（対象施設：大ホール・小ホール・ギャラリー）】

（回答総数：113 件）

	非常に良い	良い	普通	悪い	非常に悪い	合計
申込の方法	56.1%	34.6%	8.4%	0.9%	0%	100.0%
使用料金	29.7%	38.8%	28.8%	1.8%	0.9%	100.0%
受付職員の対応	90.2%	7.1%	2.7%	0%	0%	100.0%
施設担当職員の対応	89.3%	7.1%	2.7%	0.9%	0%	100.0%
舞台技術スタッフの対応	78.2%	12.8%	6.4%	2.6%	0%	100.0%
館内の案内表示	62.4%	25.7%	10.1%	1.8%	0%	100.0%
ラブリーホール全体の印象	82.0%	14.4%	2.7%	0.9%	0%	100.0%
次回ご利用予定	83.9%	12.5%	2.7%	0.9%	0%	100.0%

（カ）各種文化事業のチケット販売

ラブリーホールを利用して行われた地域の芸術文化事業及び、近隣文化施設において実施された芸術文化事業のチケット販売を行いました。

（キ）大阪・関西万博における河内長野市主催事業への協力

河内長野発の優れた舞台芸術作品を創造し発信する事業として、10 年以上にわたり当財団が企画・制作に取り組んできた「奥河内音絵巻」事業について、大阪・関西万博会場での上演に向けた制作協力を行いました。国宝「日月四季山水図」の世界を舞台化。音絵巻の世界観に西アフリカや欧州の音楽を融合させた国際色豊かな内容とし、約 7,000 名の国内外からの来場者に広く紹介しました。

（ク）河内長野市吹奏楽フェスティバルの開催支援

河内長野市立中学校校長会との協働により、河内長野市内の子どもたちに発表の機会を提供することを目的として「河内長野市吹奏楽フェスティバル」の開催を支援しました。

Ⅱ. 地域の芸術文化の振興に資する事業（収益事業）

事業利益を公益目的事業実施費用に充当することを目的に、以下の事業を実施しました。

【事業の構成】

1. 公益目的外利用にかかる施設の貸与
2. 友の会の運営
3. その他事業の実施

【事業の内容】

1. 公益目的外利用にかかる施設の貸与

◇ 内 容

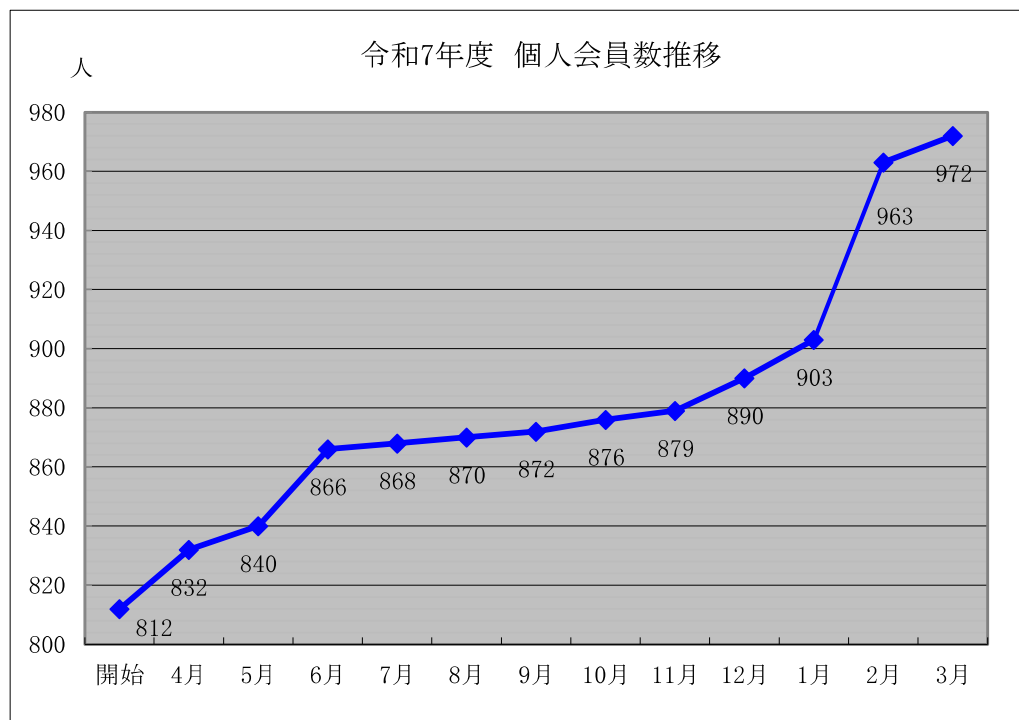
施設の貸出しについて、物品の展示販売など営利活動を主目的とした施設利用については収益事業と位置づけ実施しました。

2. 友の会の運営

◇ 内 容

ラブリーホール「Lカード」友の会を運営し、広く会員を募りました。会員特典として、主催公演の割引販売や、ポイント還元サービス等を展開し入場券販売増につなげました。

[令和7年度末の会員数] ・個人会員：972人 ・法人会員：7口



3. その他事業の実施

◇ 内 容

- (ア) 自動販売機の設置
- (イ) 有料ロッカーの貸与
- (ウ) コピーサービス等の実施
- (エ) 広告掲載事業

情報紙「ラブリーニュース」への有料広告掲載を募りました。

令和7年度ラブリーニュース広告掲載件数 12件

Ⅲ. 法人の状況に関する重要な事項及び業務の執行体制等

【法人の状況に関する重要な事項】

1. 令和7年度は、理事の任期満了に伴い、令和7年6月24日定時評議員会において改選が行われ、重任5名、新任3名の計8名（外部理事6名）の理事が選任された。
2. 定時評議員会による理事選任後、決議省略の方法による令和7年6月24日付臨時理事会により、代表理事として柴理梨亜理事長、吉年慶一副理事長の再任と、天野喜継業務執行理事の選任が決議され、代表理事2名と業務執行理事1名の合計3名により職務執行が行われた。
3. 令和8年3月31日付で理事1名が辞任し、令和7年度末時点での在任理事は7名（外部理事6名）である。
4. 令和7年度は、昨年度末で退職した職員1名の補充を試みたが採用に至らず、令和7年度末の事務局員総数は職員7名、契約職員6名、臨時職員4名の合計17名である。

【法人の運営体制の充実を図るための取組】

1. 法人の運営状況・事業の実施状況・運営課題等について評議員・理事・監事による自由な意見交換の場として、役員意見交換会を11月19日に開催した。
2. 代表理事及び業務執行理事、事務局管理職員による幹部会を毎月開催し、法人運営に関する課題の共有と業務執行方針について協議を行った。
3. 事務局職員による職員会議を毎月開催し、業務執行の状況について共有するとともに対応方法を協議した。
4. 契約職員及び臨時職員に対するスタッフ連絡会を毎月開催し、業務執行状況及び運営方針を共有した。
5. 清掃・警備・設備管理・舞台運営業務に従事する再委託先スタッフと担当職員による館内連携会議を毎月開催し、委託業務の執行に関する現場での問題点を共有した。
6. 会計業務の適正な執行のため、定期的に公認会計士による会計業務の精査と指導を受けた。
7. 社会保険労務士と顧問契約を締結し、適正な労務管理に関する指導を受けた。令和7年度は労務士指導の下、育児介護休業法改正対応のため就業規則等の改正を行った。
8. 弁護士と顧問契約を締結し、必要時に法律相談が受けられる体制を整えた。

【評議員会・理事会の開催の状況】

1. 評議員会

令和7年6月定時評議員会 令和7年6月24日

報告第1号 令和6年度に係る事業報告について

議案第1号 令和6年度に係る決算の承認について

議案第2号 評議員の選任について

議案第3号 理事の選任について

令和8年3月臨時評議員会 令和8年3月25日

議案第1号 令和8年度「事業計画書」、「収支予算書」及び「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」並びに「当該事業年度開始の日において行う公益目的事業の種類及び内容、収益事業の内容について記載した書類」の承認について

2. 理事会

令和7年6月定時理事会 令和7年6月6日

報告第1号 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

議案第1号 令和6年度に係る事業報告及び決算について

議案第2号 募集特定寄附金の募集について

議案第3号 令和7年6月定時評議員会の招集について

議案第4号 評議員候補者の推薦について

議案第5号 理事候補者の推薦について

議案第6号 重要な使用人の解任及び選任について

令和7年6月臨時理事会（決議省略理事会） 令和7年6月24日（決議があったとみなされた日）

決議事項 代表理事、業務執行理事の選定に係る件

令和8年3月定時理事会 令和8年3月6日

報告第1号 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

議案第1号 令和8年度「事業計画書」、「収支予算書」及び「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」並びに「当該事業年度開始の日において行う公益目的事業の種類及び内容、収益事業の内容について記載した書類」について

議案第2号 職員就業規則の一部改正について

議案第3号 職員の定年等に関する規程の制定について

議案第4号 職員給与規程の一部改正について

議案第5号 有期契約職員の採用並びに就業等に関する規程の一部改正について

議案第6号 無期契約職員の就業等に関する規程の一部改正について

議案第7号 再雇用職員の採用並びに就業等に関する規程の一部改正について

議案第8号 施設利用許可業務等に関する規則の一部改正について

議案第9号 募集特定寄附金の募集について

議案第10号 役員等賠償責任保険契約について

議案第11号 重要な使用人の選任及び解任について

議案第12号 令和8年3月臨時評議員会の招集について

令和7年度 事業実施状況

1. 創造発信型事業

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	8月10日(日)	ラプリーホール・オリジナル・ミュージカルvol.14 ヤエクの森 2025【2回公演】	ラプリーホール 大ホール	1,112
	計	1事業 2公演(回)		1,112

2. 市民参画型事業

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	6月29日(日)	河内長野ラプリーホール合唱団演奏会 ヘンデル作曲「ユダス・マカベウス」	ラプリーホール 大ホール	461
2	10月13日(月・祝)	ラプリー・ハロウィーン in かわちながの2025 「仮装!?ファミリーコンサート」他	ラプリーホール 大ホール 他	1,455
3	12月2日(火) ～12月25日(木)	ラプリーホール・クリスマスイルミネーション2025	ラプリーホール 大ホール・ホワイエ前	
4	12月17日(水)	ゴスペルクワイア Make Us One ゴスペルクリスマスコンサート	ラプリーホール 小ホール	163
5	通年	ロビー展示(市民プラザ活性化策)【16回】	ラプリーホール 市民プラザ	
	計	5事業 20公演(回)		2,079

3. 教室運営型事業

<ラプリーホール・ミュージカルスクール>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	通年	ラプリーホール・ミュージカルスクール【本クラス112回、リトルクラス49回】	ラプリーホール 大ホール・舞台 他	9,259
2	2月8日(日)	ラプリーホール・ミュージカルスクール・コンサート 「ミュージカル アワー！」	ラプリーホール 大ホール	708
	計	2事業 162公演(回)		9,967

<Andreのこぎり音楽教室>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	通年	Andre(アントレ)のこぎり音楽教室 【24回】	ラプリーホール 大ホール・ホワイエ他	242
2	3月25日(水)	のこぎり音楽教室 発表会	ラプリーホール 大ホール・ホワイエ	105
	計	2事業 25公演(回)		347

<大森ヒデノリ 伝統音楽教室&フィドル教室>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	通年	大森ヒデノリ 伝統音楽教室 【24回】	ラプリーホール 大ホール・舞台 他	220
2	通年	大森ヒデノリ フィドル教室 【24回】	ラプリーホール 大ホール・舞台 他	583
3	9月28日(日)	フィドル教室&伝統音楽教室 北欧の森の音楽会2025秋	ラプリーホール 大ホール	232
4	3月22日(日)	フィドル教室&伝統音楽教室 北欧の森の音楽会2026春	ラプリーホール 大ホール	235
	計	4事業 50公演(回)		1,270

4. 芸術家育成型事業

<ロビーコンサートシリーズ>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	11月30日(日)	ロビーコンサート ～うたうたう～	ラプリーホール 大ホール・ホワイエ	50
2	1月25日(日)	ロビーコンサート G.C.メノッティ／「電話」&American Opera's History	ラプリーホール 大ホール・ホワイエ	111
	計	2事業 2公演		161

<ラプリーホール新人演奏会>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	6月22日(日)	ラプリーホール新人演奏会2025	ラプリーホール 大ホール	142
	計	1事業 1公演		142

5. 芸術文化普及型事業

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	4月12日(土)	石田組コンサートツアー2025	ラプリーホール 大ホール	1,261
2	5月3日(土)	中村壺太郎講演会 ～関西を基盤に！新たな歌舞伎の魅力～	ラプリーホール 小ホール	246
3	5月17日(土)	おどろき！はっけん！たのしい！ カラフルくらしっく LIVE！！～じぶんらしっくクラシック～ 【2回公演】	ラプリーホール 小ホール	458

4	6月8日(日)	ドラゴンクエストスペシャルコンサート 交響組曲ドラゴンクエストVI 幻の大地	ラブリールホール 大ホール	1,027
5	6月12日(木)	高谷光信プロデュース ～Jルークスシンガーズが贈る合唱の魅力レク チャー&コンサート in 河内長野～	ラブリールホール 大ホール・舞台	54
6	8月19日(火)	見て・触れて・学べる体験型ショー リアル恐竜ショー 恐竜パーク【2回公演】	ラブリールホール 大ホール	834
7	8月23日(土)	荒牧陽子×松浦航大 最強！！歌まねライブ2025	ラブリールホール 大ホール	1,015
8	9月20日(土)	南河内JAZZフェスティバル2025 河内長野STAGE ラブリール“昭和”スタンダード・ナイト	ラブリールホール 小ホール	169
9	9月26日(金)	島津亜矢 歌怪獣襲来ツアー2025【2回公演】	ラブリールホール 大・小ホール 他	1,864
10	12月21日(日)	ラブリールホール・クリスマスイルミネーション2025関連企画 Xmas イルミネーションライブ～北欧・ケルトからの贈り物～	ラブリールホール 大ホール・ホワイエ	85
11	1月12日(月・祝)	平野雅世ソプラノコンサート 魅惑のオペラと日本の歌	ラブリールホール 小ホール	312
12	2月14日(土)	令和7年度公共ホール音楽活性化支援事業 KOTOからはじまる音の旅 ～「好き」の入口、そして新たな音を探す旅～	ラブリールホール 小ホール	151
13	2月21日(土)	大阪交響楽団 無料公開リハーサル	ラブリールホール 大ホール	462
14	2月23日(月・祝)	第72回らぶりい寄席 選抜！上方落語競演 in 河内長野	ラブリールホール 小ホール	364
15	3月15日(日)	由紀さおり・岩崎宏美 プレミアムコンサート	ラブリールホール 大ホール	949
16	3月20日(金・祝)	大阪フィルハーモニー交響楽団 河内長野演奏会	ラブリールホール 大ホール	897
	計	16事業 19公演(回)		10,148

<カフェ・コンチェルト シリーズ>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	4月13日(日)	vol.1「Tres Colores Del TANGO」	ラブリールホール 大ホール	148
2	7月13日(日)	vol.2「Irish Band Patrick's」	ラブリールホール 大ホール	183
3	11月16日(日)	vol.3「Wa fusion JAZZ」	ラブリールホール 大ホール	197
4	1月18日(日)	vol.4「Ethnic Session」	ラブリールホール 大ホール	148
	計	4事業 4公演		676

<シネマdeラブリール シリーズ>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	5月29日(木)	侍タイムスリッパー【3回上映】	ラブリールホール 大ホール	589
2	7月24日(木)	アイミタガイ【3回上映】	ラブリールホール 大ホール	284
3	9月11日(木)	八犬伝【3回上映】	ラブリールホール 大ホール	259
4	11月13日(木)	花まんま【3回上映】	ラブリールホール 大ホール	375
5	1月29日(木)	35年目のラブレター【3回上映】	ラブリールホール 大ホール	401
6	3月12日(木)	遠い山なみの光【3回上映】	ラブリールホール 大ホール	429
	計	6事業 18回		2,337

<ラブリール名画座 シリーズ>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	4月25日(金)	劇場版 アナウンサーたちの戦争【2回上映】	ラブリールホール 小ホール	148
2	6月13日(金)	ボレロ 永遠の旋律【2回上映】	ラブリールホール 小ホール	266
3	8月22日(金)	花嫁はどこへ？【2回上映】	ラブリールホール 小ホール	221
4	10月10日(金)	明日を綴る写真館【2回上映】	ラブリールホール 小ホール	176
5	12月11日(木)	104歳、哲代さんのひとり暮らし【2回上映】	ラブリールホール 小ホール	442
6	2月20日(金)	型破りな教室【2回上映】	ラブリールホール 小ホール	177
	計	6事業 12回		1,430

6. アウトリーチ事業

<学校関係>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	5月27日(火)	ジャズ プログラム	美加の台小学校	271
2	6月14日(土)	大阪教育大学オーケストラ プログラム	高向小学校	272
3	6月27日(金)	打楽器アンサンブル プログラム	千代田小学校	199
4	9月3日(水)	女声アンサンブル プログラム	川上小学校	32
5	9月5日(金)	打楽器アンサンブル プログラム	天見小学校	104
6	9月17日(水)	女声アンサンブル プログラム	小山田小学校	98
7	9月18日(木)	大阪教育大学オーケストラ・吹奏楽 プログラム	楠小学校	362
8	11月6日(木)	打楽器アンサンブル プログラム	長野小学校	122
9	11月15日(土)	オペラプログラム	西中学校	136
10	11月28日(金)	女声アンサンブル プログラム	南花台小学校	216
11	12月9日(火)	オペラ プログラム	石仏小学校	200
12	1月30日(金)	ジャズ プログラム	加賀田小学校	140
13	2月4日(水)	オペラ プログラム	加賀田中学校	67
	計	13事業 13公演		2,219

<福祉施設>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	1月7日(水)	長唄・三味線 プログラム	泰昌園	35
2	2月3日(火)	女声アンサンブル プログラム	スリーハートの丘	61
3	2月10日(火)	弦楽アンサンブル プログラム	寿里苑	93
4	2月17日(火)	弦楽アンサンブル プログラム	美加の台 生登福祉ケアセンター	57
5	2月19日(木)	長唄・三味線 プログラム	てらもと総合福祉セン ター	92
6	2月25日(水)	女声アンサンブル プログラム	寿里苑フルール	55
7	2月27日(金)	女声アンサンブル プログラム	ふれあいの丘	48
	計	7事業 7公演		441

<公共ホール音楽活性化支援事業>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	2月12日(木)	アウトリーチプログラム 子どもといっしょに出会うKOTO“箏”コンサート	子ども・子育て総合セ ンター あいっく	36
2	2月12日(木)	アウトリーチプログラム KOTOふれあいコンサート	天野小学校	40
3	2月13日(金)	アウトリーチプログラム はじめてのKOTOコンサート	千代田台こども園	68
4	2月13日(金)	アウトリーチプログラム お箏と午後のひととき	市民交流センター キックス	61
	計	4事業 4公演		205

7. 芸術文化活動活性化支援事業

<第71回河内長野市文化祭>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	10月30日(木) ～31日(金)	造花展【2日間】	ラブリールホール 大ホール・ホワイエ	80
2	10月31日(金) 11月1日(土)	水墨画展【2日間】	ラブリールホール 小ホール	150
3	10月31日(金) ～11月1日(土)	美術展【2日間】	ラブリールホール ギャラリー	460
4	10月31日(金) ～11月1日(土)	フラワーデザイン展【2日間】	キックス 大会議室A・B	150

5	11月1日(土)	合同舞踊会(日舞・新舞踊)	ラブリーホール 大ホール	530
6	11月2日(日)	音楽祭	ラブリーホール 大ホール	636
7	11月2日(日)	吟詠大会	ラブリーホール 小ホール	56
8	11月2日(日) ～3日(月・祝)	華展【2日間】	ラブリーホール 大ホール・ホワイエ	570
9	11月3日(月・祝)	箏・三絃・尺八 演奏会	ラブリーホール 大ホール	280
10	11月3日(月・祝)	茶会(立礼式・本席)	ラブリーホール 大ホール・ホワイエ・和室	570
11	11月3日(月・祝) ・11月5日(水)	書展【2日間】	ラブリーホール ギャラリー	209
12	11月8日(土)	ワールドダンス	ラブリーホール 大ホール	440
13	11月8日(土)	謡曲大会	ラブリーホール 小ホール	75
14	11月8日(土) ～9日(日)	川柳展【2日間】	ラブリーホール 大ホール・ホワイエ	200
15	11月8日(土) ～9日(日)	書法篆刻展【2日間】	ラブリーホール ギャラリー	350
16	11月9日(日)	太鼓大会	ラブリーホール 大ホール	400
17	11月9日(日)	民謡大会	ラブリーホール 小ホール	102
	計	17事業 25公演(日)		5,258

<共催事業>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	6月1日(日)	河内長野フィルハーモニック 第7回定期演奏会 (主催:河内長野フィルハーモニック)	ラブリーホール 大ホール	527
	計	1事業 1公演		527

<支援事業>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	7月19日(土)	河内長野市吹奏楽フェスティバル	ラブリーホール 大ホール	476
2	8月16日(土)・17日 (日)・30日(土)	奥河内音絵巻2025 日月山水タイムマシン 合同練習【3回】	ラブリーホール 大ホール	840
	計	2事業 4公演(回)		1,316

令和 7 年度
財 務 諸 表

公益財団法人河内長野市文化振興財団

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位 : 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	140,892,121	117,848,901	23,043,220
未収金	7,983,376	6,152,567	1,830,809
前払金	551,087	678,018	△ 126,931
立替金	442,549	441,957	592
貯蔵品	608,850	282,605	326,245
流動資産合計	150,477,983	125,404,048	25,073,935
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	200,000,000	200,000,000	0
基本財産合計	200,000,000	200,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	27,805,227	22,383,123	5,422,104
文化芸術振興保全基金	50,000,000	50,000,000	0
周年事業費積立資産	5,000,000	5,000,000	0
特定資産合計	82,805,227	77,383,123	5,422,104
(3) その他固定資産			
什器備品	4,644,490	4,165,634	478,856
その他固定資産合計	4,644,490	4,165,634	478,856
固定資産合計	287,449,717	281,548,757	5,900,960
資産合計	437,927,700	406,952,805	30,974,895
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	42,268,149	24,650,063	17,618,086
預り金	1,290,990	1,745,911	△ 454,921
入場料前受金	7,046,300	3,951,800	3,094,500
預り入場券販売金	875,600	77,000	798,600
前受金	10,012,350	9,940,450	71,900
賞与引当金	5,577,497	5,500,217	77,280
流動負債合計	67,070,886	45,865,441	21,205,445
2. 固定負債			
退職給付引当金	27,805,227	22,383,123	5,422,104
固定負債合計	27,805,227	22,383,123	5,422,104
負債合計	94,876,113	68,248,564	26,627,549
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産合計	200,000,000	200,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(200,000,000)	(200,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	143,051,587	138,704,241	4,347,346
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(55,000,000)	(55,000,000)	(0)
正味財産合計	343,051,587	338,704,241	4,347,346
負債及び正味財産合計	437,927,700	406,952,805	30,974,895

貸借対照表内訳書

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	99,602,035	31,826,377	9,463,709	140,892,121
未収金	7,901,644	81,732	0	7,983,376
前払金	551,087	0	0	551,087
立替金	442,549	0	0	442,549
貯蔵品	427,815	181,035	0	608,850
流動資産合計	108,925,130	32,089,144	9,463,709	150,477,983
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	100,000,000	0	100,000,000	200,000,000
基本財産合計	100,000,000	0	100,000,000	200,000,000
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	0	0	27,805,227	27,805,227
文化芸術振興保全基金	0	0	50,000,000	50,000,000
周年事業費積立資産	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産合計	5,000,000	0	77,805,227	82,805,227
(3) その他固定資産				
什器備品	4,644,490	0	0	4,644,490
その他固定資産合計	4,644,490	0	0	4,644,490
固定資産合計	109,644,490	0	177,805,227	287,449,717
資産合計	218,569,620	32,089,144	187,268,936	437,927,700
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	41,754,949	513,200	0	42,268,149
預り金	1,290,990	0	0	1,290,990
入場料前受金	7,046,300	0	0	7,046,300
預り入場券販売金	875,600	0	0	875,600
前受金	8,639,350	1,373,000	0	10,012,350
賞与引当金	0	0	5,577,497	5,577,497
流動負債合計	59,607,189	1,886,200	5,577,497	67,070,886
2. 固定負債				
退職給付引当金	0	0	27,805,227	27,805,227
固定負債合計	0	0	27,805,227	27,805,227
負債合計	59,607,189	1,886,200	33,382,724	94,876,113
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄附金	100,000,000	0	100,000,000	200,000,000
指定正味財産合計	100,000,000	0	100,000,000	200,000,000
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(0)	(100,000,000)	(200,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	58,962,431	30,202,944	53,886,212	143,051,587
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(5,000,000)	(0)	(50,000,000)	(55,000,000)
正味財産合計	158,962,431	30,202,944	153,886,212	343,051,587
負債及び正味財産合計	218,569,620	32,089,144	187,268,936	437,927,700

正味財産増減計算書
令和7年4月1日より令和8年3月31日まで

(単位 : 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	(580,000)	(580,000)	(0)
基本財産受取利息	580,000	580,000	0
特定資産運用益	(74,615)	(4,981)	(69,634)
特定資産受取利息	74,615	4,981	69,634
文化会館事業収益	(104,630,056)	(100,689,224)	(3,940,832)
利用料収益	46,255,360	46,522,410	△267,050
入場料収益	31,878,127	30,442,627	1,435,500
参加料収益	8,635,000	7,905,300	729,700
負担金収益	1,562,500	1,315,623	246,877
物品販売収益	721,000	541,000	180,000
広告料収益	697,000	1,039,000	△342,000
受取会費	1,410,300	1,383,700	26,600
手数料収益	12,370,769	11,519,564	851,205
委託料収益	1,100,000	20,000	1,080,000
指定管理料収益	(207,931,719)	(208,986,888)	(△1,055,169)
指定管理料収益	207,931,719	208,986,888	△1,055,169
受取補助金等	(300,000)	(5,011,000)	(△4,711,000)
受取補助金	300,000	5,011,000	△4,711,000
受取助成金	(1,914,000)	(3,300,000)	(△1,386,000)
受取助成金	1,914,000	3,300,000	△1,386,000
受取寄附金	(810,000)	(335,000)	(475,000)
受取寄附金	810,000	335,000	475,000
雑収益	(294)	(2,600)	(△2,306)
受取利息	294	0	294
雑収益	0	2,600	△2,600
経常収益計	316,240,684	318,909,693	△2,669,009
(2) 経常費用			
文化会館事業費	(307,560,564)	(309,164,931)	(△1,604,367)
給料手当	66,497,846	64,747,075	1,750,771
臨時雇賃金	8,834,325	8,354,896	479,429
賞与引当金繰入額	5,460,370	5,335,210	125,160
法定福利厚生費	12,422,122	11,984,366	437,756
福利厚生費	368,483	420,993	△52,510
退職給付費用	5,308,240	2,596,652	2,711,588
中退共掛金	1,287,347	1,328,677	△41,330
旅費	472,464	308,029	164,435
減価償却費	1,530,944	1,187,188	343,756
通信運搬費	5,462,827	5,321,586	141,241
消耗什器備品費	323,917	143,579	180,338
消耗品費	3,823,677	3,459,776	363,901
印刷製本費	4,936,894	5,094,736	△157,842
修繕費	1,615,567	4,705,441	△3,089,874
賃借料	26,593,217	28,868,311	△2,275,094
光熱水費	23,183,438	25,976,797	△2,793,359
保険料	453,576	402,551	51,025
手数料	2,943,213	2,725,314	217,899
租税公課	10,760,315	9,649,775	1,110,540
著作権料	809,263	744,525	64,738
委託費	123,377,279	124,416,498	△1,039,219
広告宣伝費	652,240	944,956	△292,716
負担金	443,000	448,000	△5,000
管理費	(3,819,574)	(4,636,062)	(△816,488)
給料手当	1,426,409	2,002,487	△576,078
賞与引当金繰入額	117,127	165,007	△47,880
法定福利厚生費	238,018	338,598	△100,580
福利厚生費	7,903	13,019	△5,116
退職給付費用	113,864	80,309	33,555
中退共掛金	27,614	41,093	△13,479
役員報酬	395,000	360,000	35,000
会議費	51,601	54,085	△2,484

正味財産増減計算書
令和7年4月1日より令和8年3月31日まで

(単位 : 円)

科 目	当年度	前年度	増減
旅費	13,360	5,380	7,980
通信運搬費	44,968	28,345	16,623
印刷製本費	23,004	0	23,004
保険料	73,500	73,500	0
渉外費	89,304	106,297	△16,993
手数料	3,850	3,410	440
租税公課	71,885	135,845	△63,960
委託費	549,817	515,167	34,650
広告宣伝費	226,310	0	226,310
負担金	346,040	713,520	△367,480
経常費用計	311,380,138	313,800,993	△2,420,855
評価損益等調整前当期経常増減額	4,860,546	5,108,700	△248,154
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	4,860,546	5,108,700	△248,154
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	4,860,546	5,108,700	△248,154
法人税、住民税及び事業税	513,200	514,700	△1,500
当期一般正味財産増減額	4,347,346	4,594,000	△246,654
一般正味財産期首残高	138,704,241	134,110,241	4,594,000
一般正味財産期末残高	143,051,587	138,704,241	4,347,346
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	(580,000)	(580,000)	(0)
基本財産受取利息	580,000	580,000	0
一般正味財産への振替額	(△ 580,000)	(△ 580,000)	(0)
一般正味財産への振替額	△580,000	△ 580,000	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産期末残高	200,000,000	200,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	343,051,587	338,704,241	4,347,346

正味財産増減計算書内訳表
令和7年4月1日より令和8年3月31日まで

(単位 : 円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
	地域の芸術文化の振興を図る事業	地域の芸術文化の振興に資する事業			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	(290,000)	(0)	(290,000)		(580,000)
基本財産受取利息	290,000	0	290,000		580,000
特定資産運用益	(0)	(0)	(74,615)		(74,615)
特定資産受取利息	0	0	74,615		74,615
文化会館事業収益	(98,858,257)	(6,000,899)		(△229,100)	(104,630,056)
利用料収益	43,663,410	2,821,050		△229,100	46,255,360
入場料収益	31,878,127	0			31,878,127
参加料収益	8,635,000	0			8,635,000
負担金収益	1,562,500	0			1,562,500
物品販売収益	721,000	0			721,000
広告料収益	23,000	674,000			697,000
受取会費	0	1,410,300			1,410,300
手数料収益	11,275,220	1,095,549			12,370,769
委託料収益	1,100,000	0			1,100,000
指定管理料収益	(195,352,636)	(10,465,532)	(2,113,551)		(207,931,719)
指定管理料収益	195,352,636	10,465,532	2,113,551		207,931,719
受取補助金等	(300,000)	(0)	(0)		(300,000)
受取補助金	300,000	0	0		300,000
受取助成金	(1,914,000)	(0)	(0)		(1,914,000)
受取助成金	1,914,000	0	0		1,914,000
受取寄附金	(810,000)	(0)	(0)		(810,000)
受取寄附金	810,000	0	0		810,000
雑収益	(0)	(0)	(294)		(294)
受取利息	0	0	294		294
経常収益計	297,524,893	16,466,431	2,478,460	△229,100	316,240,684
(2) 経常費用					
文化会館事業費	(294,350,475)	(13,210,089)			(307,560,564)
給料手当	62,965,784	3,532,062			66,497,846
臨時雇賃金	8,497,564	336,761			8,834,325
賞与引当金繰入額	5,170,340	290,030			5,460,370
法定福利厚生費	11,781,805	640,317			12,422,122
福利厚生費	348,912	19,571			368,483
退職給付費用	5,026,291	281,949			5,308,240
中退共掛金	1,218,969	68,378			1,287,347
旅費	470,659	1,805			472,464
減価償却費	1,393,158	137,786			1,530,944
通信運搬費	4,297,426	1,165,401			5,462,827
消耗什器備品費	307,722	16,195			323,917
消耗品費	3,684,268	139,409			3,823,677
印刷製本費	4,722,852	214,042			4,936,894
修繕費	1,536,962	78,605			1,615,567
賃借料	26,430,180	163,037			26,593,217
光熱水費	22,024,268	1,159,170			23,183,438
保険料	432,244	21,332			453,576
手数料	2,807,879	135,334			2,943,213
租税公課	9,891,425	868,890			10,760,315
著作権料	809,263	0			809,263
委託費	119,437,264	3,940,015			123,377,279
広告宣伝費	652,240	0			652,240
負担金	443,000	0			443,000

正味財産増減計算書内訳表
令和7年4月1日より令和8年3月31日まで

(単位 : 円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
	地域の芸術文化の振興 を図る事業	地域の芸術文化の振興 に資する事業			
管理費			(4,048,674)	(△229,100)	(3,819,574)
給料手当			1,426,409		1,426,409
賞与引当金繰入額			117,127		117,127
法定福利厚生費			238,018		238,018
福利厚生費			7,903		7,903
退職給付費用			113,864		113,864
中退共掛金			27,614		27,614
役員報酬			395,000		395,000
会議費			51,601		51,601
旅費			13,360		13,360
通信運搬費			44,968		44,968
印刷製本費			23,004		23,004
賃借料			229,100	△229,100	0
保険料			73,500		73,500
渉外費			89,304		89,304
手数料			3,850		3,850
租税公課			71,885		71,885
委託費			549,817		549,817
広告宣伝費			226,310		226,310
負担金			346,040		346,040
経常費用計	294,350,475	13,210,089	4,048,674	△229,100	311,380,138
評価損益等調整前当期経常増減額	3,174,418	3,256,342	△1,570,214	0	4,860,546
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	3,174,418	3,256,342	△1,570,214	0	4,860,546
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	3,174,418	3,256,342	△1,570,214	0	4,860,546
他会計振替額	1,546,144	△2,546,144	1,000,000	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	4,720,562	710,198	△570,214	0	4,860,546
法人税、住民税及び事業税		513,200			513,200
当期一般正味財産増減額	4,720,562	196,998	△570,214	0	4,347,346
一般正味財産期首残高	54,241,869	30,005,946	54,456,426	0	138,704,241
一般正味財産期末残高	58,962,431	30,202,944	53,886,212	0	143,051,587
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
基本財産運用益	(290,000)	(0)	(290,000)	(0)	(580,000)
基本財産受取利息	290,000	0	290,000	0	580,000
一般正味財産への振替額	(△290,000)	(0)	(△290,000)	(0)	(△580,000)
一般正味財産への振替額	△290,000	0	△290,000	0	△580,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	0	100,000,000	0	200,000,000
指定正味財産期末残高	100,000,000	0	100,000,000	0	200,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	158,962,431	30,202,944	153,886,212	0	343,051,587

財務諸表に対する注記

令和8年3月31日現在

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
償却原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産及び無形固定資産
定額法によっている。
リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
賞与引当金
職員に対する期末勤勉手当の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
退職給付引当金
期末自己都合要支給退職金額より中退共期末支給予定額を差し引いた額を計上することとしている。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込み方式によっている。
- (5) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び貯蔵品
個別法に基づく原価法によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	200,000,000	0	0	200,000,000
小 計	200,000,000	0	0	200,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	22,383,123	5,422,104	0	27,805,227
文化芸術振興保全基金	50,000,000	0	0	50,000,000
周年事業費積立資産	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	77,383,123	5,422,104	0	82,805,227
合 計	277,383,123	5,422,104	0	282,805,227

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	200,000,000	200,000,000	0	—
小 計	200,000,000	200,000,000	0	—
特定資産				
退職給付引当資産	27,805,227	0	0	27,805,227
文化芸術振興保全基金	50,000,000	0	50,000,000	0
周年事業費積立資産	5,000,000	0	5,000,000	0
小 計	82,805,227	0	55,000,000	27,805,227
合 計	282,805,227	200,000,000	55,000,000	27,805,227

4 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位:円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
大阪府公募公債 479	200,000,000	179,380,000	△20,620,000
合 計	200,000,000	179,380,000	△20,620,000

5 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他固定資産			
什器備品	34,014,004	29,369,514	4,644,490
合 計	34,014,004	29,369,514	4,644,490

6 指定正味財産からの一般正味財産への振替額の内訳

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息 一般正味財産へ振替	580,000
合 計	580,000

7 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
輝け！子どもパフォーマー事業	大阪府	—	300,000	300,000	—	—
助成金						
公益信託河内長野青少年健全育成わかば基金助成金	公益信託河内長野青少年健全育成わかば基金	—	300,000	300,000	—	—
芸術文化振興基金助成金	(独)日本芸術文化振興会	—	1,000,000	1,000,000	—	—
公共ホール音楽活性化支援事業助成金	一般財団法人地域創造	—	614,000	614,000	—	—
合 計		0	2,214,000	2,214,000	0	

附属明細書

令和8年3月31日現在

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記2.「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	22,383,123	5,422,104	0	0	27,805,227
賞与引当金	5,500,217	5,577,497	5,500,217	0	5,577,497

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位 : 円)

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金	現金 手元保管		(公益目的事業会計) 運転資金として (収益事業等会計) 運転資金として (法人会計) 運転資金として	825,137 187,576 54,013	
		普通預金				
		三菱UFJ銀行河内長野支店 (1)		(公益目的事業会計) 運転資金として (収益事業等会計) 運転資金として (法人会計) 運転資金として	47,052,767 26,458,178 9,397,842	
		三菱UFJ銀行河内長野支店 (2)		(公益目的事業会計) 運転資金として (収益事業等会計) 運転資金として	51,136,321 5,137,743	
		三井住友河内長野支店		(公益目的事業会計) 運転資金として (法人会計) 運転資金として	253,559 11,854	
		郵便振替口座 ゆうちょ銀行		(公益目的事業会計) 運転資金として (収益事業等会計) 運転資金として	334,251 42,880	
		未収金	イベント会社、教室参加者、助成団体、施設利用者他に対するもの 広告掲載者、自販機ベンダー会社	(公益目的事業会計) チケット売上金、参加料、助成金、グッズ販売金、施設利用料 他 (収益事業等会計) 広告掲載料、自販機販売手数料	7,901,644 81,732	
		前払金	次年度事業準備に係る前払金 他	(公益目的事業会計) 次年度事業チラシ・ポスター・製作費、次年度先払い経費	551,087	
		立替金	職員に対するもの	(公益目的事業会計) 雇用保険個人負担分概算払い	442,549	
		貯蔵品	翌事業年度以降事業の用に供する貯蔵品	(公益目的事業会計) チケット用紙、チケット袋、郵便切手、ゴミシール (収益事業等会計) 友の会入会申込書、会員カード	427,815 181,035	
	流動資産合計					150,477,983
	(固定資産)					
	基本財産	投資有価証券	大阪府公募公債 479	満期保有を目的に保有し、50% (100,000,000円) については公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。 残り50% (100,000,000円) については、その運用益を法人会計の財源として使用している。	200,000,000	
	特定資産	文化芸術振興保全基金	定期預金三菱UFJ銀行河内長野支店	(法人会計) 財団運営及び事業の実施において不測の事態に備えるもの	10,000,000	
定期預金りそな銀行河内千代田支店			〃	10,000,000		
定期預金三井住友銀行河内長野支店			〃	10,000,000		
定期預金紀陽銀行河内長野支店			〃	10,000,000		
定期預金南都銀行河内長野支店			〃	10,000,000		
退職給付引当資産		定期預金三菱UFJ銀行河内長野支店	(法人会計) 職員7名の退職金支払に備え積み立てている	27,805,227		
	周年事業費積立資産	定期預金三菱UFJ銀行河内長野支店	公益目的保有財産であり、河内長野市立文化会館40周年記念事業の実施費用に充てるため、公益充実資金として保有している	5,000,000		
その他固定資産	什器備品	文化会館備品 (文化会館)	公益目的保有財産であり、公益目的事業と収益事業等で使用している共用財産である	4,644,490		
固定資産合計					287,449,717	
資産合計					437,927,700	
(流動負債)	未払金	職員、委託業者及び光熱水購入先、イベント会社等、国、大阪府、河内長野市に対するもの 他	3月業務終了分委託料、3月分賃金・残業手当、3月分光熱水費、出演料、消費税、法人税 他	42,268,149		
	預り金	職員・出演者に対するもの 他	源泉所得税、住民税、社会保険料個人負担分 他	1,290,990		
	入場料前受金	次年度事業入場券購入者に対するもの	前売り入場券販売金	7,046,300		
	預り入場券販売金	事業関係先、共催事業相手先、文化会館	受託販売した入場券販売金の内未精算のもの	875,600		
	前受金	施設利用者、友の会会員に対するもの 他	令和8年度施設利用料、令和8年度友の会会費 他	10,012,350		
	賞与引当金	職員に対するもの	職員の令和8年6月期末勤勉手当のうち令和7年度に属するもの	5,577,497		
流動負債合計					67,070,886	
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員7名の退職給付に係る引当金	27,805,227		
固定負債合計					27,805,227	
負債合計					94,876,113	
正味財産					343,051,587	

報告第 2 0 号

令和 7 年度公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業並び
に決算の報告について

令和 7 年度の公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業並びに決算に
ついて、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

監 査 報 告 書

令和 8 年 5 月 18 日

公益財団法人河内長野市公園緑化協会
理 事 長 梶 井 繁 春 殿

公益財団法人河内長野市公園緑化協会

監 事 稲 次 啓 介

公益財団法人河内長野市公園緑化協会

監 事 阪 本 英 之

私たち監事は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの事業年度における業務及び会計の監査を行いました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

- (1) 業務監査については、理事の業務執行状況を確認し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の正当性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 事業実施報告書の内容は、法令及び定款に従い法人の状況を適正に示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和7年度事業報告

1. 緑の普及啓発事業（緑化推進総合事業）

緑化推進並びにその拠点となる公園などについての情報を発信し、緑についての理解を深めることに努めました。また、講習会、緑化相談の開催により緑についての学習の機会を提供し、理解を深めるとともに、地域での緑化活動のできる人材の育成にも力を入れました。そして、各地域の住民と協力して緑化活動を促進し、市民による緑の街づくりを推進しました。

（1）緑の情報発信

インターネットでの公園緑化情報の発信

公園でのイベント情報など適時更新を行い、情報発信に努めました。

（2）緑の学習機会の提供及び人材育成

①緑化相談の実施

電話相談、窓口相談、現地調査等 34件

②公園緑化文庫の運営

寺ヶ池公園管理事務所に公園、緑化関係の図書を設置。

蔵書数 630冊

③緑化講演会の開催

開催日 令和8年2月14日(土)午後2時から午後4時まで

会 場 河内長野市市民交流センター

内 容 牛迫正秀（KINCHO園芸株式会社）による講演

来場者 63人

④講習会の開催

・専門講師による講習会

講習会	開催日	会場	参加者
フラワーデザイン（初夏を彩るリースづくり）	5月23日(金)	寺ヶ池公園管理事務所	5人
植木の手入れ（夏に行う植木の手入れ）	6月19日(木)	〃	12人
竹かごづくり教室	8月28日(木)	〃	14人
フラワーデザイン（ティッシュボックスケース）	9月25日(木)	〃	10人
植木の手入れ（秋に行う庭木の手入れQ&A）	11月19日(水)	〃	3人
フラワーデザイン（クリスマスリースづくり）	11月28日(金)	〃	10人
ミニ門松作り教室	12月26日(金)	〃	20人
植木の手入れ（春の植木の手入れQ&A講習会）	3月19日(木)	〃	4人

⑤ボランティア活動の推進

・既存ボランティアとの連携

花づくりボランティア「花の精」 寺ヶ池公園での花壇管理

烏帽子里山保全クラブ 烏帽子形公園での雑木林及び竹林保全

南花台第9緑地での竹林保全

NPO法人森林ボランティアトモロス 都市公園及び緑地にて伐採などの植物管理を実施

⑥まちの樹木研究会の開催

開催日 令和7年8月24日(日)午前10時30分から午前11時30分まで

会 場 コノミヤテラス (コノミヤ南花台店2階)

内 容 まちなかの樹木を紹介し、参加者とまちなかの樹木の役割や価値を考える

来場者 15人

2. 緑と生き物を育む街づくり事業（地域緑化促進事業）

地域で活動する団体や市と連携し、地域の緑を育みました。

また、緑化管理活動より排出される剪定枝等の廃材を堆肥としてリサイクル活用し、環境に配慮した地域緑化を推進しました。

（1）地域の緑を育むための事業（その1 支援を中心とした事業）

①緑化用花苗の提供

提供時期 5月、11月

提供施設 河内長野市役所庁舎をはじめ市内の公民館、郵便局など37施設

提供花苗 12,522本（寺ヶ池公園設置のビニールハウスで栽培）

②緑化用資材の提供

園芸用資材の販売

花壇用の花苗などを販売

販売点数 307点

③「ふれあい花壇」への助成

対象団体 33団体

花苗提供 花壇用花苗 25,542本

資材提供 肥料、赤玉土等 234袋

（2）地域の緑を育むための事業（その2 協会が主体となる事業）

①街路樹を育むための事業

管理対象道路箇所数 94箇所

※業務一覧参照

②主要駅前花壇の管理

駅前花壇 3箇所（河内長野駅前・千代田駅前・三日市町駅前）

※業務一覧参照

③保護樹木の啓発保全

河内長野市指定保護樹木 4件

（3）地域に根差したエコ緑化

リサイクル堆肥「そだちのもと」の安価での販売

販売数量 2,072袋（40リットル袋）

3. 人と公園をつなぐマネジメント事業（公園等利用促進事業）

地域の公園を住民の集う活動の場として、また、地域における主要な緑地として整備するとともに、地域の公園を核として町の活性化を図りました。

快適な公園を整備するための事業

①公園・緑地の緑を育むための事業

- ・植物管理業務
- ・樹林管理業務
- ・公園花壇管理業務
- ・支障木伐採業務

※業務一覧参照

②公園の安全管理

- ・清掃業務
- ・施設保全業務

※業務一覧参照

③市民参加による事業推進

- ・公園管理運営委員会の開催（全1回）

④公園の利用案内

- ・公園の利用案内、相談、指導、要望等の受付
- ・公園内制限行為及び有料施設使用の申請受付、許可の事務並びに公園使用料徴収事務
年間 168件

4. その他公益目的を達成するために必要な事業

（1）公園の利便性を高める事業

自動販売機の設置 4基

（2）公共的施設の緑を育む事業

- ・河内長野市役所庁舎
- ・滝畑ふるさと文化財の森センター

- ・南河内環境事業組合第2清掃工場
などの除草、剪定、刈り込みなど植物の手入れ
- ※業務一覧参照

◎業務一覧

業務名	業務内容	備考	事業番号
都市公園・道路街路樹等管理	公園、緑地、街路樹、市庁舎の剪定、刈り込み、除草他植物の手入れ、害虫被害木の伐採	委託	2 (2) ① 3 ①
都市公園等植物及び施設管理	公園の清掃、除草、花壇の手入れ他	委託	3 ① 3 ②
都市公園等施設保全	公園施設点検4回、公園施設修繕、公園遊具点検1回	直営 委託	3 ②
都市公園樹林管理	間伐、枝払い20件	委託	3 ①
都市公園支障木伐採	間伐、枝払い12件	委託	3 ①
駅前花壇管理	河内長野駅前、千代田駅前、三日市町駅前	直営 委託	2 (2) ②
滝畑ふるさと文化財の森センター造園管理	滝畑ふるさと文化財の森センターの除草、剪定他植物の手入れ	直営	4 (2)
第2清掃工場内造園管理	第2清掃工場の除草、剪定他植物の手入れ	直営 委託	4 (2)

5. その他

(1) 評議員会

会議名	内 容	備考
決議省略提案	議案第1号 理事及び評議員の選任について	可決
6月定時評議員会	報告第1号 令和8年度の事業計画及び収支予算について 報告第2号 令和7年度に係る事業報告について 議案第2号 令和7年度に係る決算の承認について 議案第3号 理事及び監事の選任について 議案第4号 評議員の選任について	報告 報告 承認 承認 承認
決議省略提案	議案第5号 理事の選任について	可決

(2) 理事会

会議名	内 容	備考
決議省略提案	議案第1号 評議員会の決議の省略についての承認の件	承認
第1回理事会	議案第2号 令和7年度事業報告について 議案第3号 令和7年度決算報告について 議案第4号 理事及び監事候補者の推薦について 議案第5号 評議員候補者の推薦について 議案第6号 定時評議員会の招集について 報告第1号 資産の運用について 報告第2号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について	承認 承認 承認 承認 可決 報告 報告
決議省略提案	議案第7号 代表理事（理事長）の選定について	可決
決議省略提案	議案第8号 規程の改正について	可決
決議省略提案	議案第9号 評議員会の決議の省略についての承認の件	承認
第2回理事会	議案第10号 公益財団法人河内長野市公園緑化協会囑託員の採用並びに就業等に関する規程の改正について 議案第11号 令和8年度事業計画について 議案第12号 令和8年度収支予算について 議案第13号 常務理事の選定について 報告第 3号 令和7年度補正予算の専決処分について 報告第 4号 資産の運用について 報告第 5号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について	可決 可決 可決 可決 報告 報告 報告

貸借対照表
令和8年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	0	0	0
普通預金	22,949,619	21,924,591	1,025,028
定期預金	0	0	0
未収金	33,376,877	43,696,066	△ 10,319,189
仮払金			0
立替金	0	0	0
流動資産合計	56,326,496	65,620,657	△ 9,294,161
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	257,169,400	277,978,000	△ 20,808,600
普通預金	2,116,329	2,116,329	0
基本財産合計	259,285,729	280,094,329	△ 20,808,600
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	2,757,081	2,819,749	△ 62,668
減価償却引当資産	10,723,204	10,846,786	△ 123,582
支障木伐採準備資産	0	0	0
特定資産合計	13,480,285	13,666,535	△ 186,250
(3) その他の固定資産			
車両運搬具	1,312,840	1,826,527	△ 513,687
什器備品	30,815	61,846	△ 31,031
機械装置	696,301	1	696,300
その他の固定資産合計	2,039,956	1,888,374	151,582
固定資産合計	274,805,970	295,649,238	△ 20,843,268
資産の部合計	331,132,466	361,269,895	△ 30,137,429
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	9,059,627	13,987,653	△ 4,928,026
未払法人税等	1,535,000	1,324,000	211,000
前受金	0	0	0
預り金	230,461	128,358	102,103
流動負債合計	10,825,088	15,440,011	△ 4,614,923
2 固定負債			
退職給付引当金	2,757,081	2,819,749	△ 62,668
賞与引当金	1,891,944	2,139,050	△ 247,106
固定負債合計	4,649,025	4,958,799	△ 309,774
負債の部合計	15,474,113	20,398,810	△ 4,924,697
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	259,285,729	280,094,329	△ 20,808,600
指定正味財産合計	259,285,729	280,094,329	△ 20,808,600
(うち基本財産への充当額)	(259,285,729)	(280,094,329)	(△20,808,600)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	56,372,624	60,776,756	△ 4,404,132
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(10,723,204)	(10,846,786)	(△123,582)
正味財産合計	315,658,353	340,871,085	△ 25,212,732
負債及び正味財産合計	331,132,466	361,269,895	△ 30,137,429

貸借対照表内訳表
令和8年3月31日現在

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金				0
現金				
普通預金	936,860	11,368,218	10,644,541	22,949,619
未収金	28,018,949	5,357,928	0	33,376,877
仮払金				0
立替金				0
流動資産合計	28,955,809	16,726,146	10,644,541	56,326,496
2 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	128,584,700		128,584,700	257,169,400
普通預金	1,058,165		1,058,164	2,116,329
基本財産合計	129,642,865	0	129,642,864	259,285,729
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	2,370,072	333,901	53,108	2,757,081
減価償却引当資産	9,650,884	536,160	536,160	10,723,204
支障木伐採準備資産	0			0
特定資産合計	12,020,956	870,061	589,268	13,480,285
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	1,102,786	196,926	13,128	1,312,840
什器備品	30,815			30,815
機械装置	1		696,300	696,301
その他の固定資産合計	1,133,602	196,926	709,428	2,039,956
固定資産合計	142,797,423	1,066,987	130,941,560	274,805,970
資産の部合計	171,753,232	17,793,133	141,586,101	331,132,466
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	8,908,022	72,452	79,153	9,059,627
未払法人税等		1,535,000		1,535,000
前受金				0
預り金			230,461	230,461
流動負債合計	8,908,022	1,607,452	309,614	10,825,088
2 固定負債				
退職給付引当金	2,370,072	333,901	53,108	2,757,081
賞与引当金	1,702,750	143,808	45,386	1,891,944
固定負債合計	4,072,822	477,709	98,494	4,649,025
負債の部合計	12,980,844	2,085,161	408,108	15,474,113
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
寄附金	129,642,865	0	129,642,864	259,285,729
指定正味財産合計	129,642,865	0	129,642,864	259,285,729
(うち基本財産への充当額)	(129,642,865)	(0)	(129,642,864)	(259,285,729)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産				
一般正味財産合計	29,129,523	15,707,972	11,535,129	56,372,624
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(9,650,884)	(536,160)	(536,160)	(10,723,204)
正味財産合計	158,772,388	15,707,972	141,177,993	315,658,353
負債及び正味財産合計	171,753,232	17,793,133	141,586,101	331,132,466

正味財産増減計算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	4,843,000	4,128,116	714,884
事業収益			
緑化事業収益	923,400	972,100	△ 48,700
公園管理事業受託収益	205,874,000	201,981,000	3,893,000
街路樹管理事業受託収益	45,210,000	42,999,000	2,211,000
植物管理事業受託収益	17,158,900	14,254,000	2,904,900
受取寄付金			
受取寄付金	0	6,880	△ 6,880
募金収益	2,759	5,583	△ 2,824
雑収益			
受取利息	194,918	60,782	134,136
雑収益	1,112,173	1,154,087	△ 41,914
経常収益計	275,319,150	265,561,548	9,757,602
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	35,745,842	33,830,077	1,915,765
賞与引当金繰入額	1,786,402	2,044,584	△ 258,182
退職給付費用	1,346,477	1,482,440	△ 135,963
福利厚生費	4,508,997	4,914,780	△ 405,783
旅費交通費	17,740	19,400	△ 1,660
通信運搬費	302,747	288,798	13,949
減価償却費	539,581	312,606	226,975
消耗什器備品費	532,170	217,118	315,052
消耗品費	4,899,352	4,647,357	251,995
原材料費	340,432	167,330	173,102
修繕費	6,469,098	2,638,253	3,830,845
印刷製本費	110,880	15,620	95,260
燃料費	668,309	650,612	17,697
光熱水料費	5,060,871	4,839,736	221,135
賃借料	1,403,425	1,261,373	142,052
保険料	1,173,677	1,154,554	19,123
諸謝金	248,000	298,000	△ 50,000
租税公課	4,296,797	5,346,832	△ 1,050,035
支払負担金	455,400	392,286	63,114
委託費	197,559,993	182,180,270	15,379,723
支払助成金	138,000	523,000	△ 385,000
支払手数料	8,232,364	8,472,468	△ 240,104
雑費	22,917	17,388	5,529
管理費			
役員報酬	360,000	320,000	40,000
給料手当	1,055,346	1,145,604	△ 90,258
賞与引当金繰入額	45,386	70,185	△ 24,799
退職給付費用	40,344	49,242	△ 8,898
福利厚生費	133,122	166,431	△ 33,309
旅費交通費	5,440	1,360	4,080
通信運搬費	12,775	6,080	6,695
減価償却費	5,137	2,844	2,293
消耗什器備品費	14,230	7,887	6,343
消耗品費	10,357	8,769	1,588

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
修繕費	9,716	8,016	1,700
燃料費	6,751	6,570	181
賃借料	100,737	98,819	1,918
保険料	195,463	194,436	1,027
租税公課	11,253	10,868	385
支払負担金	2,600	2,614	△ 14
支払手数料	343,614	168,006	175,608
雑費	4,540	4,440	100
経常費用計	278,216,282	257,987,053	20,229,229
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,897,132	7,574,495	△ 10,471,627
基本財産評価損益等	0	0	0
基本財産売却益	0	0	0
特定資産評価損益等	28,000	△ 19,000	47,000
特定資産評価益	28,000	0	28,000
特定資産評価損	0	△ 19,000	19,000
特定資産売却益	0	0	0
特定資産売却損	0	0	0
評価損益等計	28,000	△ 19,000	47,000
当期経常増減額	△ 2,869,132	7,555,495	△ 10,424,627
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
基本財産売却益	0	1,912,000	△ 1,912,000
経常外収益計	0	1,912,000	△ 1,912,000
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	1,912,000	△ 1,912,000
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 2,869,132	9,467,495	△ 12,336,627
法人税、住民税及び事業税	1,535,000	1,324,000	211,000
当期一般正味財産増減額	△ 4,404,132	8,143,495	△ 12,547,627
一般正味財産期首残高	60,776,756	52,633,261	8,143,495
一般正味財産期末残高	56,372,624	60,776,756	△ 4,404,132
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	4,843,000	4,128,116	714,884
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 4,843,000	△ 4,128,116	△ 714,884
基本財産評価損益等	△ 20,808,600	△ 20,026,100	△ 782,500
基本財産売却益	0	0	0
基本財産売却損	0	0	0
基本財産評価益	0	0	0
基本財産評価損	△ 20,808,600	△ 20,026,100	△ 782,500
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	0	△ 1,912,000	1,912,000
当期指定正味財産増減額	△ 20,808,600	△ 21,938,100	1,129,500
指定正味財産期首残高	280,094,329	302,032,429	△ 21,938,100
指定正味財産期末残高	259,285,729	280,094,329	△ 20,808,600
III 正味財産期末残高	315,658,353	340,871,085	△ 25,212,732

正味財産増減計算書内訳表
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
	市民がうるおいと安らぎを実感できる緑豊かな環境共生都市の実現に寄与する事業	施設管理事業			
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
基本財産受取利息	2,421,500		2,421,500		4,843,000
事業収益					
緑化事業収益	923,400				923,400
公園管理事業受託収益	205,874,000				205,874,000
街路樹管理事業受託収益	45,210,000				45,210,000
植物管理事業受託収益		17,158,900			17,158,900
受取寄付金					
受取寄付金	0				0
募金収益	2,759				2,759
雑収益					
受取利息			194,918		194,918
雑収益	33,410	1,078,763	0		1,112,173
経常収益計	254,465,069	18,237,663	2,616,418		275,319,150
(2) 経常費用					
事業費					
給料手当	31,949,511	3,796,331			35,745,842
賞与引当金繰入額	1,592,526	193,876			1,786,402
退職給付費用	1,199,683	146,794			1,346,477
福利厚生費	4,030,126	478,871			4,508,997
旅費交通費	17,740				17,740
通信運搬費	287,751	14,996			302,747
減価償却費	462,528	77,053			539,581
消耗什器備品費	517,940	14,230			532,170
消耗品費	4,679,507	219,845			4,899,352

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
	市民がうるおいと安らぎを実感できる緑豊かな環境共生都市の実現に寄与する事業	施設管理事業			
原材料費	340,432				340,432
修繕費	6,291,161	177,937			6,469,098
印刷製本費	110,880	0			110,880
燃料費	567,050	101,259			668,309
光熱水料費	4,971,312	89,559			5,060,871
賃借料	1,354,841	48,584			1,403,425
保険料	1,146,938	26,739			1,173,677
諸謝金	248,000				248,000
租税公課	4,250,914	45,883			4,296,797
支払負担金	442,400	13,000			455,400
委託費	197,320,193	239,800			197,559,993
支払助成金	138,000				138,000
支払手数料	8,232,364	0			8,232,364
雑費	22,917				22,917
管理費					0
役員報酬			360,000		360,000
給料手当			1,055,346		1,055,346
賞与引当金繰入額			45,386		45,386
退職給付費用			40,344		40,344
福利厚生費			133,122		133,122
旅費交通費			5,440		5,440
通信運搬費			12,775		12,775
減価償却費			5,137		5,137
消耗什器備品費			14,230		14,230
消耗品費			10,357		10,357
修繕費			9,716		9,716
燃料費			6,751		6,751
賃借料			100,737		100,737
保険料			195,463		195,463
租税公課			11,253		11,253
支払負担金			2,600		2,600
支払手数料			343,614		343,614

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
	市民がうるおいと安らぎを実感できる緑豊かな環境共生都市の実現に寄与する事業	施設管理事業			
雑費			4,540		4,540
経常費用計	270,174,714	5,684,757	2,356,811		278,216,282
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 15,709,645	12,552,906	259,607		△ 2,897,132
基本財産評価損益等	0	0	0		0
特定資産評価損益等	25,200	1,400	1,400		28,000
特定資産評価益	25,200	1,400	1,400		28,000
特定資産評価損	0	0	0		0
投資有価証券評価損益等	0	0	0		0
基本財産売却損益等					0
基本財産売却益	0	0	0		0
特定資産売却損益等	0	0	0		0
特定資産売却損	0	0	0		0
投資有価証券売却損益等	0	0	0		0
評価損益等計	25,200	1,400	1,400		28,000
当期経常増減額	△ 15,684,445	12,554,306	261,007		△ 2,869,132
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0		0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0		0
他会計振替額	6,252,869	△ 6,301,437	48,568		0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 9,431,576	6,252,869	309,575		△ 2,869,132
法人税、住民税及び事業税		1,535,000			1,535,000
当期一般正味財産増減額	△ 9,431,576	4,717,869	309,575		△ 4,404,132
一般正味財産期首残高	38,561,099	10,990,103	11,225,554		60,776,756
一般正味財産期末残高	29,129,523	15,707,972	11,535,129		56,372,624
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
基本財産運用益					
基本財産受取利息	2,421,500		2,421,500		4,843,000

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
	市民がうるおいと安らぎを実感できる緑豊かな環境共生都市の実現に寄与する事業	施設管理事業			
一般正味財産への振替額					
一般正味財産への振替額	△ 2,421,500		△ 2,421,500		△ 4,843,000
基本財産評価損益等					
基本財産売却益					0
基本財産売却損					0
基本財産評価益					0
基本財産評価損	△ 10,404,300		△ 10,404,300		△ 20,808,600
一般正味財産への振替額					
一般正味財産への振替額					0
当期指定正味財産増減額	△ 10,404,300	0	△ 10,404,300		△ 20,808,600
指定正味財産期首残高	140,047,165	0	140,047,164		280,094,329
指定正味財産期末残高	129,642,865	0	129,642,864		259,285,729
Ⅲ 正味財産期末残高	158,772,388	15,707,972	141,177,993		315,658,353

財務諸表に対する注記
令和8年3月31日現在

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券：時価を計上している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

 車両運搬具、什器備品、機械装置の減価償却の方法は定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

 退職給付引当金

 期末自己都合退職要支給額より中退共期末支給予定額を差し引いた額を計上している。

 賞与引当金

 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2 会計方針の変更

なし

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	277,978,000	0	20,808,600	257,169,400
預金	2,116,329	0	0	2,116,329
小計	280,094,329	0	20,808,600	259,285,729
特定資産				
退職給付引当資産	2,819,749	1,098,821	1,161,489	2,757,081
減価償却引当資産	10,846,786	572,718	696,300	10,723,204
小計	13,666,535	1,671,539	1,857,789	13,480,285
合計	293,760,864	1,671,539	22,666,389	272,766,014

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
基本財産有価証券	257,169,400	257,169,400	0	－
基本財産引当資産	2,116,329	2,116,329	0	－
小計	259,285,729	259,285,729	0	－
特定資産				
退職給付引当資産	2,757,081	0	0	2,757,081
減価償却引当資産	10,723,204	0	0	10,723,204
小計	13,480,285	0	0	13,480,285
合計	272,766,014	259,285,729	0	13,480,285

5 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車両運搬具	12,076,509	10,763,669	1,312,840
什器備品	1,438,215	1,407,400	30,815
機械装置	3,195,201	2,498,900	696,301
合計	16,709,925	14,669,969	2,039,956

6 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

(単位：円)

内 容	金額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息 一般正味財産へ振替	4,843,000
合計	4,843,000

7 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引内容は、次のとおりである。

属性	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の保有割合	関係内容	
						役員の兼務等	事実上の関係
支配法人	河内長野市	大阪府河内長野市原町1丁目1-1	—	地方公共団体	—	理事2名	指定管理料の交付

取引の内容	取引金額 (単位：円)	科目	期末残高 (単位：円)
公園管理指定管理料	205,874,000	公園管理事業受託収益	0円

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細について、財務諸表の注記「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、記載を省略している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	2,819,749	1,098,821	1,161,489		2,757,081
賞与引当金	2,139,050	1,831,788	2,078,894		1,891,944

財産目録
令和8年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	0
	預金	普通預金 三菱UFJ銀行河内長野支店 三菱UFJ銀行河内長野支店	運転資金として	22,949,619
	未収金	河内長野市に対する未収額他	受託収益他	0
流動資産合計				33,376,877
				56,326,496
(固定資産)				
基本財産	投資有価証券	投資有価証券 第29回東京電力パワーグリッド社債	共有財産であり、運用益を公益目的事業に50%、法人管理に50%使用している	87,210,000
	投資有価証券	投資有価証券 第36回東京電力パワーグリッド社債	共有財産であり、運用益を公益目的事業に50%、法人管理に50%使用している	86,520,000
	投資有価証券	投資有価証券 第73回東京電力パワーグリッド社債	共有財産であり、運用益を公益目的事業に50%、法人管理に50%使用している	83,439,400
特定資産	預金	普通預金 三菱UFJ銀行河内長野支店	共有財産であり、運用益を公益目的事業に50%、法人管理に50%使用している	2,116,329
	退職給付引当資産	普通預金 三菱UFJ銀行河内長野支店	職員14名の退職金の支払いに備えたもの	2,757,081
	減価償却引当資産	普通預金 三菱UFJ銀行河内長野支店	将来の車両運搬具等の買替えに充てるために保有している	6,753,204
その他固定資産		投資有価証券 第78回クレディセゾン社債	将来の車両運搬具等の買替えに充てるために保有している	1,988,000
		投資有価証券 第73回三菱UFJリース社債	将来の車両運搬具等の買替えに充てるために保有している	1,982,000
	車両運搬具 什器備品 機械装置		共用財産であり、公益目的事業に84%、収益事業に15%、法人管理に1%使用している 公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用している 公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用している 法人管理に使用している	1,312,840 30,815 1 696,300
固定資産合計				274,805,970
資産合計				331,132,466
(流動負債)	未払金	清掃等委託業者に対する未払い額他	3月分清掃・機械警備等施設管理委託料、3月分残業手当、未払消費税他	9,059,627
	未払法人税等	法人税他	法人税、住民税、事業税他	1,535,000
	前受金			0
	預り金	社会保険料他	源泉所得税、社会保険料、住民税他	230,461
流動負債合計				10,825,088
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職手当の支給に備えたもの	2,757,081
	賞与引当金	職員に対するもの	職員に対する賞与の支給に備えたもの	1,891,944
固定負債合計				4,649,025
負債合計				15,474,113
正味財産合計				315,658,353

報告第 2 1 号

令和 7 年度三日市都市開発株式会社の事業並びに決算の報告
について

令和 7 年度の三日市都市開発株式会社の事業並びに決算について、地方
自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

監査役監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私、監査役は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告をうけ、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和8年5月27日

三日市都市開発株式会社

監査役 武田 宗久

事業報告

第22期

令和7年4月 1日から
令和8年3月31日まで

大阪府河内長野市三日市町32番地の1

三日市都市開発 株式会社

事業報告

令和7年4月 1日 から

令和8年3月31日 まで

1. 会社の現況に関する事項

1) 事業の経過及びその成果

(1) 全般の環境及び状況

令和7年度、日本国内では、政府によるガソリン暫定税率の廃止や電気・ガス料金への補助といった物価高対策に加え、賃金の上昇も進んでおり、日本経済は回復基調に向かう兆しが見られます。一方で、米価の高騰をはじめとする物価高による節約志向の強まりなどから、引き続き、個人消費の低迷が続くことが予想されます。

河内長野市では、局制の導入による大規模な組織改革を進め、部局横断で円滑に意思疎通を図りながら、課題解決に向けて迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築しました。

あわせて、食料品価格をはじめとする物価高騰の影響を受けるすべての市民を支援するため、国の補正予算を活用し、市内で食料品等の購入に使えるクーポンを配布しました。

日本スーパーマーケット協会が発表した令和7年度の各月の前年同月比の平均ベースで、総売上高は、102.4%（既存店ベース）とプラスとなりました。

このような中で、当フォレスト三日市におきましては、核テナントを含む全店舗（既存店ベース）の売上高前年度比は102.8%、来店客数前年度比は99.7%となりました。

(2) 管理受託業務

①建物管理業務

管理組合からビル共用部に係る設備運転、保安警備、清掃、環境衛生管理などの業務とあわせて、河内長野市から公共施設専有部に係る設備点検、保安警備、清掃などの業務を受託しました。

全ての業務において、関係法令を遵守し、専門的知識を有する各業務のスタッフとの連携を密にし、来館者の視点・立場に立った教育及び提案を行い、各業務を遂行しました。

また、ビル管理の改善に取り組むとともに管理コストの適正化にも努めました。

②管理組合の修繕積立金の活用

令和5年度から、長期修繕計画に記載された項目で、計画的な修繕に関しては、修繕積立金会計を取り崩し、修繕を行っております。

令和7年度は、消防設備の改修、自動扉のメンテナンス、電力メーターの交換などが行われました。

③安全・安心への取り組み

ア．新型コロナ感染症及びインフルエンザなどの感染症拡大防止対策

昨年度に引き続き、エレベーターの押しボタン、エスカレーターや階段の手すりなど、利用頻度の高い箇所のアルコール消毒を実施するとともに、各所に手指消毒液を設置し、店舗・施設が設置する消毒液とあわせて感染症拡大防止対策に努めました。

イ．防災計画の整備

昨年度に引き続き、事業継続計画の考え方に基づき、重要度の高い災害リスク抽出やリスクに対する対策などの BCP 対策セミナーに参加し、管理組合が取り組むべき課題のサポートを行いました。

④地域貢献イベント

フォレスト三日市の賑わいづくりを目指した地域貢献イベント「クリーン・フラワーウォーク」を地元の三日市小学校区まちづくり協議会及び花の文化園の協力のもと、開催いたしました。

このような状況の中、ビル管理収入は全体として64,656千円で前年度比99.4%となりました。

(3) 不動産賃貸業務

①空床リーシング業務

空床の解消は、プライオリティの高い課題と認識し、当社が独自にリーシングを行う他、地元不動産業者、商業コンサルなどの媒介業者を訪問し、改めて連携を強化することで、空床の早期解消に努めております。

令和8年3月末現在の空床は、令和3年8月からの2階204-1区画(旧介護予防・日常生活支援総合事業)、令和5年4月からの1階101区画(旧書店)、令和5年8月からの102-2区画(旧クリーニング店)、令和6年11月からの106-2区画(旧骨董店)の計4区画となっております。

なお、1階101区画は、令和7年2月より床オーナーとサブリース契約を締結し、隣接する102-2区画とあわせて、当社が一括管理を行っています。これにより、両区画を一体的に扱ったリーシングが可能となり、出店を検討される側のニーズに応じた柔軟な区画提案が実現でき、より質の高いテナント誘致を図っております。

空き区画については、物販・サービス系を中心に、飲食や事務所貸しの可能性も含めてリーシングを行いました。数社より現地確認をいただきましたが、いずれも入店条件が合わず、現時点では借り手が決まっていない状況です。

今後も引き続きリーシングを行い、契約が成立するまでの期間中は、催事利用などに取り組み、収益確保に努めてまいります。

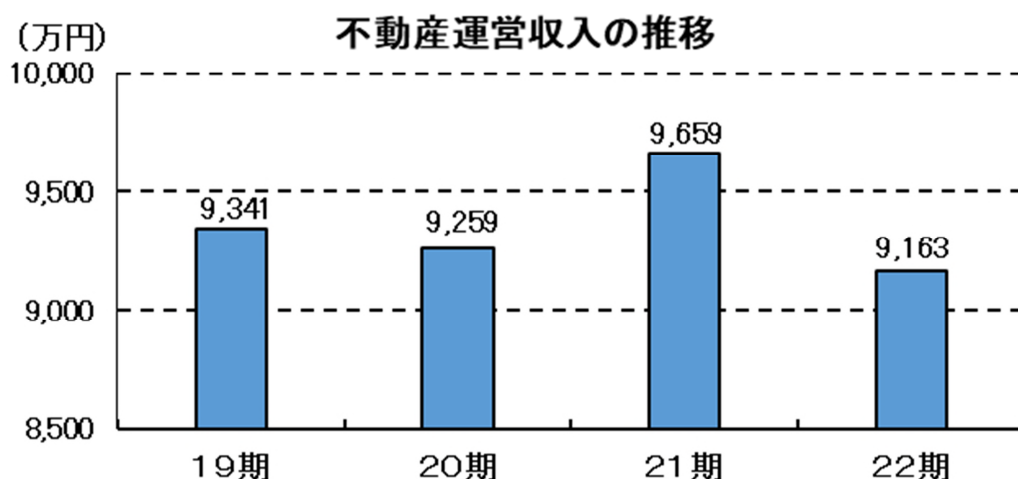
②賃貸借更新業務

オープンから令和7年7月に20周年を迎え、会社が賃借している床が賃貸借期間満了を迎えました。令和6年度から床所有者に、20年間の景気の動向変化に加え、人口減少、少子高齢化など河内長野市を取り巻く状況も踏まえた説明を行い、適正な賃借料での契約合意を目指し、価格交渉を進め、多くの床所有者にご了解いただき、合意に至りました。

なお、一部の方々とは、引き続き交渉を進めてまいります。

また、キーテナントについても同様に賃貸借期間満了を迎えたことから、賃貸料の引き下げ等の交渉を進めてまいりました結果、現在の状況をご理解いただき、賃貸料について合意いただきました。今後ともキーテナントとの情報共有を密にして、双方の意向が反映される取り組みを進めてまいります。

このような状況の中、不動産運営収入は全体として91,630千円で前年度比94.9%となりました。



(4) 駐車場及び駐輪場管理運営業務

①駐車場管理運営業務

令和6年7月より駐車場における利便性の向上及び効率的な管理運営に向け、チケットレス（駐車券なし）化に移行するとともに、利用料金のキャッシュレス対応を可能にすることなどの新システムを導入いたしました。

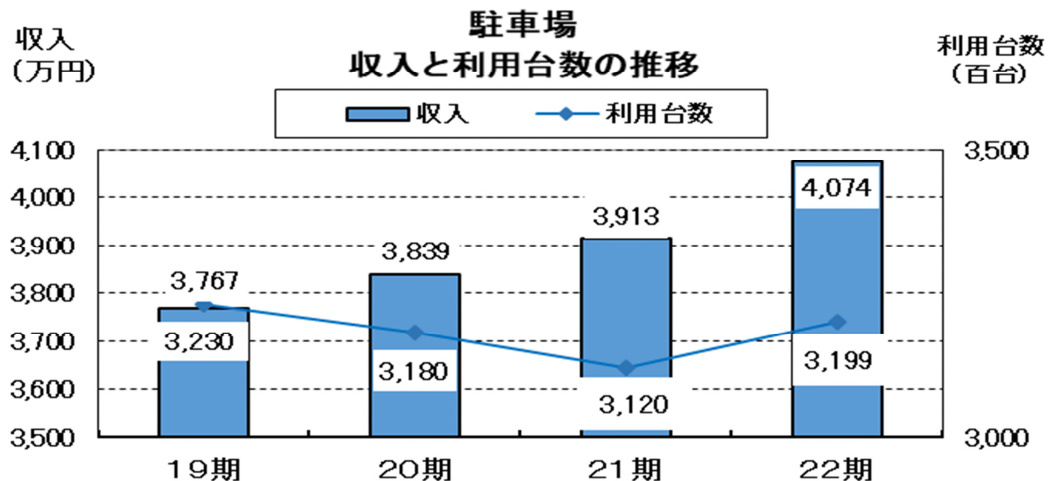
その結果、ご利用者からは入退場がスムーズになったことやキャッシュレスに対応したことなど、概ね高評価をいただいております。最大料金利用台数は、6,751台となり、年間を通じて増加いたしました。（令和8年3月末現在、1日平均約18台、前年比142.5%）

また、入庫台数（利用台数）も前年比増となり、結果、昨年度より年間約8,000台近く増加いたしました。

利用料金収入は、最大料金利用の増加などにより前年度比131.6%、約1,733千円の増収となりました。

以上の結果から、駐車場利用台数は319千台で前年度比102.5%、

駐車場収入は40,748千円で前年度比104.1%となりました。



②駐輪場管理運営業務

ビル周辺地域の少子高齢化により、駅利用者数は中長期的には減少傾向にあります。

このような状況の中、令和7年度は、月極契約において単価の高いバイクの契約台数が減少し、単価の低い自転車の契約台数がわずかに増加しました。その結果、月極収入は前年度を下回ることとなりました。(前年度比98.1%)

また、学生等を対象とした、春・秋のキャンペーンについては、春の申し込みは増加しましたが、秋は減少し、年間を通じて、ほぼ横ばいとなりました。

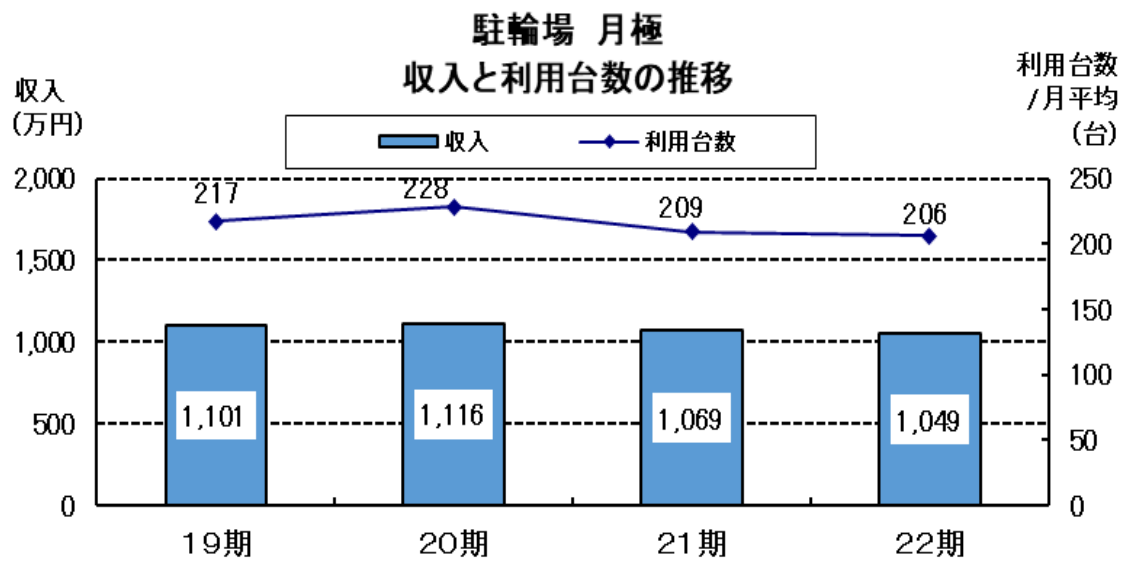
一時利用については、バイク・自転車ともに一時利用開始後最大の利用台数を更新し、利用台数、利用収入とも昨年度を上回り、全体として順調に推移いたしました。(一時利用台数、前年度比112.7%)

結果として、駐輪場収入は12,660千円で前年度比100.5%となりました。

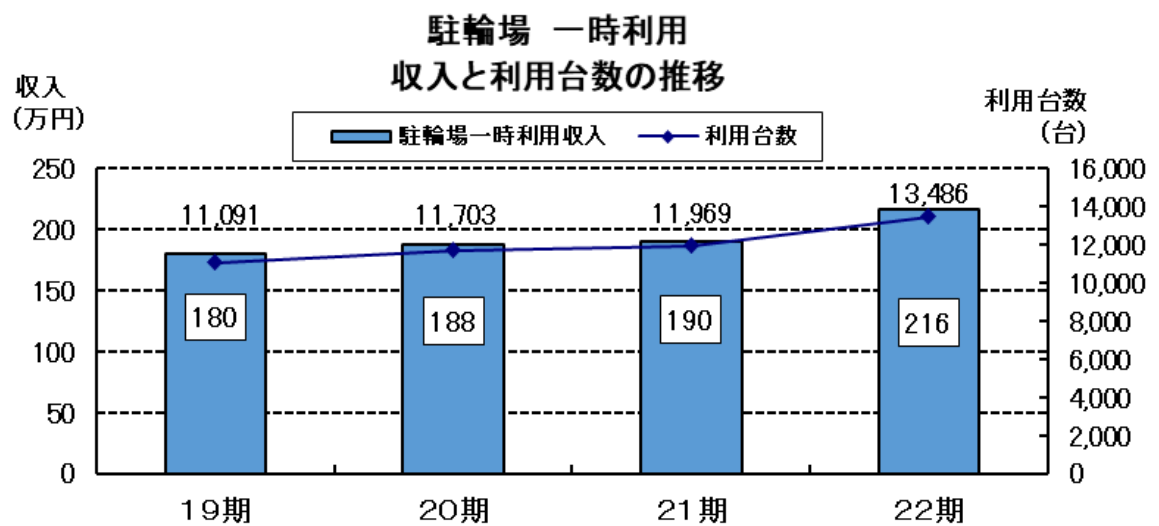
③駐輪場賃借料の適正化

オープンから令和7年7月で20年という節目が経過し、会社が賃借している駐輪場床の賃貸借契約が、令和7年度に賃貸借期間満了を迎えました。そこで令和6年度より床所有者に対し、過去20年間の景気動向の変化に加え、ビル周辺地域の少子高齢化による駅利用者数の減少傾向などの状況を説明し、契約更新に伴う賃借料の見直しについて交渉を行いました。その結果、賃借料の値下げについてご理解をいただき、無事に契約更新を終えることができました。

今後とも、収入に合った費用支出となるよう、検討を続けてまいります。



※駐輪場月極利用台数は、各月末利用台数の平均です。



(5) 防災計画について

令和6年度に引き続き、事業継続計画（BCP）の考え方に基づき、災害リスクに対応するための情報収集を行い、各リスクに対する対策を検討しました。あわせて、BCP対策に関する知識を深めるため、BCP対策セミナーに参加いたしました。

(6) 附帯業務

店主会事務受託業務につきましては、恒例イベントとなっている、周年催事、年末催事に係る支援・協力を行いました。

特に、オープンから20周年という節目を迎えた周年催事においては、日頃よりご来館いただいている皆さまへの感謝を込めて、当社としても積極的に支援を行い、皆さまへの感謝をお伝えするべく盛大に開催されました。

その結果、イベント当日はこれまで以上に多くの皆さまにご来館いただき、会場は終始にぎわいに包まれました。また、各種特別イベントにも多くのご参加をいただき、20年という節目を皆さまと共に祝う、心温まるひとときをご提供することに尽力することができました。

以上の結果として、売上高は217,029千円、経常利益は2,775千円、当期純利益は1,799千円となりました。

以上の内容で業務を遂行してまいりましたが、今後も引き続き安全・安心かつ快適な商業、公共・公益複合ビルを目指し、地域の皆様をはじめとした来館者の皆様に、より一層支持される施設となるよう取り組んでまいります。また、適正な管理運営のもと経営の安定化を図るべく努力する所存でございます。

今後とも、株主の皆様におかれましては、より一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。

3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第19期 (令和5年3月期)	第20期 (令和6年3月期)	第21期 (令和7年3月期)	第22期 (令和8年3月期)
売 上 高 (千円)	210,215	210,808	220,320	217,029
経 常 利 益 (千円)	8,794	5,375	6,718	2,775
当期純利益 (千円)	5,900	4,034	5,217	1,799

1株当たり 当期純利益	737 円 51 銭	504 円 37 銭	652 円 13 銭	224 円 90 銭
総 資 産 (千円)	608,781	589,218	571,354	558,650

5) 対処すべき課題

(1) 管理受託業務

①管理組合の長期修繕計画の更新業務へのサポート

令和5年度から計画的な修繕については、修繕積立金会計を活用し、修繕を進めてまいりました。

一方で、これまで実施した修繕業務などを踏まえ、長期修繕計画をより実効性のあるものとするため、検討と提案を行ってまいりました。しかし、近年の物価や人件費の上昇は、計画全体に影響を及ぼしており、改めて計画の見直しを行う必要があります。

令和8年度は、管理組合内に長期修繕計画委員会（専門委員会）を設置し、個別経費の洗い出しなどを通じて、長期修繕計画の実効性の向上を目標に見直すこととされております。当社は、長期修繕計画の見直し・策定に向けた検討を支援するとともに、修繕積立金の見直しについてもサポートしてまいります。

②専有部分管理受託業務

令和3年度から3階公益施設の運営は、(株)尾崎スイミングスクールが、河内長野市と賃貸借契約を締結し、テナントとして入居しています。

令和8年度も引き続き、管理組合、河内長野市と協議を行い、適正な施設管理を目指してまいります。

特に、設備点検・清掃業務は、専門的知識を有する各業務のスタッフと連携を密にし、業務を遂行いたします。

また、主要な機器が導入から20年以上を経過し、抜本的なメンテナンスや更新が必要となる時期を迎えようとしています。専門業者の意見を取り入れて、適切な対応を行い、さまざまな課題、問題などについてもバックアップしてまいります。

③防災計画の整備

フォレスト三日市の安全・安心を向上させる取り組みとして、引き続き防災計画の整備に取り組めます。

特に、大規模災害（プレート型地震 最大震度6強）を想定した災害リスクを予測し、事業継続計画（BCP）の考え方を踏まえ、災害リスクに対応するためのマニュアルなどの整備をサポートします。

また、三日市市民ホールが「指定避難所」となっていることも踏まえ、河内長野市及び関係機関と調整を進めてまいります。

(2) 不動産賃貸借業務

①空床への対応

現在、空床となっております101区画、102-2区画、106-2区画、

204-1区画の計4区画のテナントリーシングについては、当社の最大の課題であると認識しており、引き続き早急な解決が求められています。今後もリーシング業務の強化に努めるとともに、リーシング専門部署を有する協力業者や、地元不動産業者・商業コンサルなどの媒介業者との連携を一層強化します。

あわせて、市及び近隣商工会、商店連合会などにも積極的に働きかけ、地域との協力体制を強化することでリーシング力の向上を図り、空床の早期解消を図ります。

また、空床期間中は、催事利用などの活用に取り組み、収益確保に努めます。

②インボイス制度の見直しに伴う区分所有者との対応

令和8年度の税制改正において、インボイス制度の見直しが行われ、免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて認められていた一定割合の仕入税額控除の経過措置について、控除可能割合及び適用期限が見直されました。

この見直しに伴い、区分所有者の賃借料については、インボイスに係る課税仕入に係る控除額の差額の負担を賃借料に反映させていただいている関係上、賃借料の変更が生じることとなります。該当する区分所有者の皆様には本改正内容をご理解いただき、新たな賃料への対応について同意いただけるよう、交渉を進めてまいります。

(3) 駐車・駐輪場管理運営業務

令和8年度は、引き続き利用者の安全・安心で快適な環境に向けた改善及び利便性の向上に取り組みます。

①駐車場管理運営業務

駐車場管理運営においては、令和6年度に利便性向上及び効率的な管理運営を図るため、チケットレス・キャッシュレス駐車場システムを導入し、駐車場出口における要員の削減と増収を実現しました。令和8年度においても、引き続き利用者にとって使いやすい駐車場運営に努めてまいります。

②駐輪場管理運営業務

駐輪場の運営においては、周辺の人口減少や少子高齢化が進み、通勤・通学者の減少が続く中でも、月極利用のキャンペーン等を継続して実施し、利用促進に努めてまいりました。

一方で、令和7年度は、機械化にこだわらず効率的な管理運営を図るため、駐車・駐輪場管理委託業務を見直し、関係者と協議を重ねながら検討を進めてまいりました。

令和8年度におきましても、一部機械化も含めた駐輪場の効率的な管理運営に係る検討、利便性の向上に向けた取り組みを関係者との協議を重ねつつ、安全かつ効率的な運用方法について検討を深めてまいります。

あわせて、駐輪場内の月極利用区画、一時利用区画及び当館利用者区画に

ついて、利用者が容易に区別できる表示方法を検討し、区画整理及び誘導案内の改善に努め、より利用しやすい駐輪場を目指してまいります。

6) 主要な事業内容

- (1) 不動産の賃貸及び管理業務
- (2) 駐車場、駐輪場の経営及び管理運営業務
- (3) 公共公益施設の管理運営業務

7) 主要な事業所

本社 大阪府河内長野市三日市町3番地の1

8) 従業員の状況（令和8年3月31日現在）

従業員数 2名（前年末比増減 無）

平均勤続年数 20.7年

（注）従業員数には、使用人兼務取締役1名は含めず、嘱託社員1名を含みます。

9) 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

河内長野市は、当社の発行済み株式総数の80%を保有しており、当社の代表取締役を同市の副市長が兼任しております。また、同市の都市サステナ部長が取締役を兼任しております。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

10) 主要な借入先及び借入額（令和8年3月31日現在）

借入先	借入金残高
河内長野市	69,328千円

2. 会社役員に関する事項

1) 取締役及び監査役の氏名等（令和8年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西口 栄一	河内長野市 副市長
取締役	太口 智裕	総務部長
取締役	山口 力	株式会社 サンプラザ 代表取締役社長
取締役	吉田 顕	河内長野ガス 株式会社 代表取締役社長
取締役	坂ノ上 洋	河内長野市 都市サステナ部長

監 査 役	武 田 宗 久	公認会計士
-------	---------	-------

(注) 1. 当該事業年度中の異動は、次のとおりであります。

①就任（取締役）

令和7年6月26日開催の第21期定時株主総会において、取締役全員が任期満了となり、新たな取締役として西口栄一氏、坂ノ上洋氏が選任され、留任する取締役として太口智裕氏、山口力氏、吉田顕氏があわせて就任いたしました。

令和7年6月26日開催の第22期第2回取締役会（臨時）の決議により、同日付で西口栄一氏が代表取締役社長に就任いたしました。

②退任（取締役）

令和7年6月26日付けで取締役東部昌也氏、取締役早川和志氏は、退任いたしました。

2. 監査役 武田宗久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	当 期 支 払 額
取 締 役	1	600 千円
監 査 役	1	500 千円

(注)1. 取締役の当期支払額には、使用人兼務取締役1名の使用人分給与 3,500 千円は含まれておりません。

2. 常勤取締役の報酬額は、平成19年6月開催の第3期定時株主総会において、年額 3,900 千円以内と決議いただいております。また、監査役の報酬額につきましても第3期定時株主総会において年額 500 千円以内と決議いただいております。

3. 株式に関する事項

- 1) 発行可能株式総数 8,000 株
- 2) 発行済株式の総数 8,000 株
- 3) 株 主 数 9 名
- 4) 株 主（令和8年3月31日現在）

株 主 名	持 株 数	持株比率
河 内 長 野 市	6,400 株	80.00 %
株式会社サンプラザ	700 株	8.75 %
河内長野ガス株式会社	600 株	7.50 %
南海電気鉄道株式会社	60 株	0.75 %
大阪第一交通株式会社	60 株	0.75 %

近鉄タクシー株式会社	60 株	0.75 %
日本農薬株式会社	60 株	0.75 %
大阪南農業協同組合	40 株	0.50 %
モリ工業株式会社	20 株	0.25 %

貸 借 対 照 表

令和8年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【 流 動 資 産 】	96,527,238	【 流 動 負 債 】	44,879,562
現 金 及 び 預 金	81,684,935	1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	17,332,000
売 掛 金	331,400	未 払 金	10,818,863
未 収 入 金	5,381,735	前 受 金	12,170,616
貯 蔵 品	71,667	従 業 員 預 り 金	38,268
前 渡 金	8,232,173	預 り 金	27,315
立 替 金	9,280	未 払 消 費 税 等	2,436,200
預 け 金	259,100	未 払 法 人 税 等	1,333,900
未 収 法 人 税 等	16,500	賞 与 引 当 金	722,400
未 収 収 益	121,849	【 固 定 負 債 】	84,113,712
前 払 費 用	418,599	長 期 借 入 金	51,996,000
【 固 定 資 産 】	462,123,470	受 入 敷 金	28,187,930
(有 形 固 定 資 産)	452,114,629	退 職 給 付 引 当 金	3,929,782
建 物	214,834,182	負 債 の 部 計	128,993,274
建 物 付 属 設 備	4,833,590		
車 両 運 搬 具	1		
什 器 ・ 備 品	8,900,133	純 資 産 の 部	
土 地	223,546,723	【 株 主 資 本 】	429,657,434
(無 形 固 定 資 産)	1	資 本 金	400,000,000
電 話 加 入 権	1	利 益 剰 余 金	29,657,434
(投 資 そ の 他 の 資 産)	10,008,840	そ の 他 利 益 剰 余 金	29,657,434
修 繕 目 的 積 立 資 産	10,000,000	繰 越 利 益 剰 余 金	29,657,434
長 期 前 払 費 用	8,840	(うち当期純利益)	(1,799,238)
資 産 の 部 計	558,650,708	純 資 産 の 部 計	429,657,434
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 計	558,650,708

有形固定資産の減価償却累計額 378,984,468円

損 益 計 算 書

令和 7年 4月 1日から

令和 8年 3月31日まで

科 目	金 額
	円
【売 上 高】	217,029,796
ビ ル 管 理 収 入	64,656,411
不 動 産 運 営 収 入	91,630,671
駐 車 駐 輪 場 収 入	53,409,200
受 託 料 そ の 他 の 収 入	7,333,514
【売 上 原 価】	191,483,869
管 理 委 託 費	53,656,413
不 動 産 運 営 費	85,297,490
駐 車 駐 輪 場 運 営 費	48,087,620
受 託 事 業 原 価 等	4,442,346
売 上 総 利 益	25,545,927
【販売費及び一般管理費】	23,117,286
営 業 利 益	2,428,641
【営 業 外 収 益】	347,223
受 取 利 息	233,411
雑 収 入	113,812
【営 業 外 費 用】	1
固 定 資 産 除 却 損	1
経 常 利 益	2,775,863
税引前当期純利益	2,775,863
法人税及び住民税等	976,625
当 期 純 利 益	1,799,238

株主資本等変動計算書

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

(単位：円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	400,000,000	0	0	0
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				0
任 意 積 立 金 の 積 立				0
当 期 純 利 益				0
当 期 変 動 額 合 計	0	0	0	0
当 期 末 残 高	400,000,000	0	0	0

(単位：円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金合計
		任 意 積 立 金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	0	0	27,858,196	27,858,196
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				0
任 意 積 立 金 の 積 立				0
当 期 純 利 益			1,799,238	1,799,238
当 期 変 動 額 合 計	0	0	1,799,238	1,799,238
当 期 末 残 高	0	0	29,657,434	29,657,434

(単位：円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計			
			その他有価証券 評 価 差 額 金	評価差額等合計	
当 期 首 残 高	0	427,858,196	0	0	427,858,196
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		0		0	0
任 意 積 立 金 の 積 立		0		0	0
当 期 純 利 益		1,799,238		0	1,799,238
当 期 変 動 額 合 計	0	1,799,238	0	0	1,799,238
当 期 末 残 高	0	429,657,434	0	0	429,657,434

個 別 注 記 表

令和7年4月 1日から

令和8年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・・・・最終仕入原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・・・・定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・・従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金・・・・従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく自己都合による当期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における発行済株式の総数 8, 0 0 0 株

報告第 2 2 号

令和 7 年度河内長野都市開発株式会社の事業並びに決算の報告について

令和 7 年度の河内長野都市開発株式会社の事業並びに決算について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

監査役監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私、監査役は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和8年5月27日

河内長野都市開発株式会社

監査役 武田 宗久

第 38 期 報 告 書

令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで

事 業 報 告

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

監査役監査報告書謄本

河 内 長 野 都 市 開 発 株 式 会 社

事業報告

（ 令和7年4月 1日から
令和8年3月31日まで ）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

①全般の環境及び状況

令和7年度の我が国経済は、賃上げ率が2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来ました。足元の景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復しています。しかし、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いています。

こうした現状に対し、まずは、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を3つの柱とする「強い経済を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）を策定しました。その裏付けとなる令和7年度補正予算（令和7年12月16日成立）を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く波及させていくとしています。（「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」より抜粋）

また、内閣府より発表された月例経済報告（令和8年3月）では、景気は、緩やかに回復していますが、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要があります。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要があるとしています。

2025年（暦年）の既存ショッピングセンターの売上高は、インバウンド客の来館増や、猛暑による暑さ対策商品の高稼働、10月後半の気温低下による秋冬物商材の稼働などにより、いずれの月も前年同月を上回る伸長率となりました。（日本SC協会発表より抜粋）

「ノバティながの」は、当年度、38年目を迎えました。現在「ノバティながの」を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化や施設そのものの物理的な劣化、近隣市での大規模ショッピングセンターの開業、南海バスの減便なども加わり、非常に厳しい状況となっています。

そのような中ではありますが、「ノバティながの」が将来に渡って地域の皆様に愛され、中心市街地の核施設として持続的繁栄を維持するため、各区分所有者や河内長野市など関係者との連携・協力を図りながら、魅力ある商業施設の再構築に努め地域の活性化に寄与してまいります。

この様な中、第38期の期中におきましても、「ノバティながの」の活性化と持続的繁栄に向けて、円滑な事業運営に努めた結果、当社の第38期売上高は、202,889千円、前期比96.2%となりました。

また、利益につきましては、営業利益は1,831千円、経常利益は1,979千円となりましたが、南館大規模修繕工事の実施により、当期純損失43,226千円となりました。

【売上状況】

売 上 科 目	金 額	前 期 比
不動産運営収入	89,897千円	89.4%
駐車駐輪場収入	108,310千円	102.2%
受託料その他収入	4,681千円	105.7%
合 計	202,889千円	96.2%

②不動産賃貸借及び管理運営事業

不動産賃貸借及び管理運営事業は、区分所有者からのサブリース床と当社所有及び管理床の賃貸借などで構成されております。不動産運営収入は、当社の赤字要因の一つとして、長年の課題となっていた一部の区分所有者との賃貸借契約を解消したことにより、前期に比べ10,594千円減の89,897千円となりました。

令和8年3月末で、当社所有の空床は1区画のみとなっていますが、北館全体では多くの空床が存在しています。それらの空床の解消を図るための各区分所有者との協議、調整等に積極的に取り組み、「ノバティながの」全体の活性化につながるような取り組みを推進してまいります。

また、施設の老朽化等に対応するため、管理組合とともに、その対応策の検討などに積極的に参画してまいります。

③駐車場及び駐輪場管理運営事業

駐車場収入は、入店営業者、周辺営業者等の収入や、学校、企業等の送迎利用収入、及び一般利用や施設利用の駐車時間超過による現金収入などで構成されています。

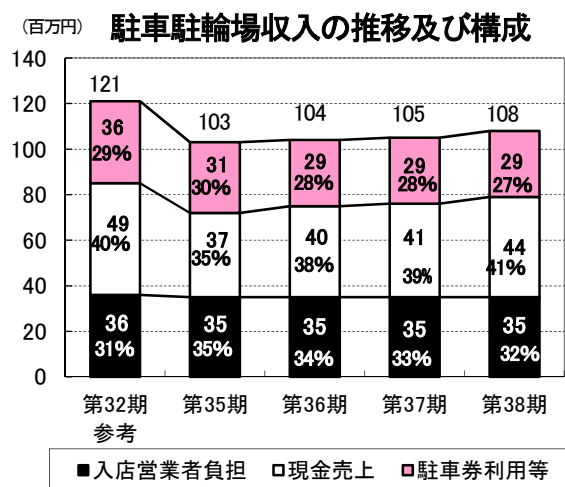
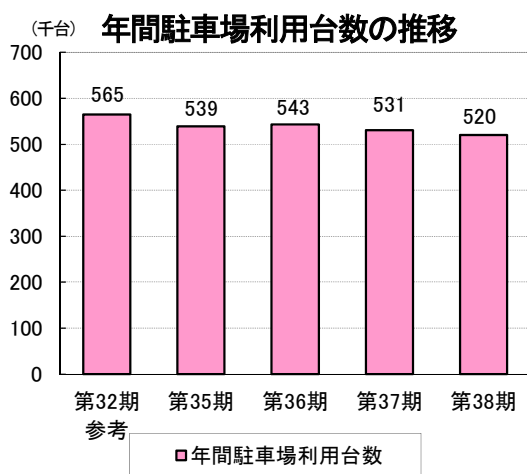
当期の駐車場利用台数は、520,051台で前期と比較すると2.1%減となっており、コロナ禍前の令和元年度と比較すると8.0%減少しています。駐車場収入は、105,865千円で前期と比較すると2.1%増加していますが、コロナ禍前の令和元年度と比較すると11.0%減少しています。特に駐車場の場内現金売上は41,566千円で、コロナ禍前と比較すると11.2%減少しています。

また、当社が管理している駐輪場の収容台数は、全体では208台（原付バイク等含む）で、当期の利用台数は153,849台で前期と比較すると2.9%増となっており、コロナ禍前の令和元年度と比較すると7.8%減少しています。月極等を含

めた駐輪場収入は2, 446千円で、前期と比較すると9.6%増加しており、コロナ禍前の令和元年度と比較しても1.3%増加しています。

【駐車場利用状況】

駐車場区分（利用可能台数）	年間利用台数	1日平均利用台数
第1駐車場（186台）	209,024台	572台
第2駐車場（167台）	256,033台	701台
第3駐車場（46台）	54,994台	150台
合 計（399台） （対前期比）	520,051台 （97.9%）	1,424台



④ 受託料その他収入

イ. エレベーター監視業務

河内長野市から、河内長野駅舎と同駅前広場とのアプローチ対策として設置されたエレベーターの監視業務を受託し、安全かつ適正に履行しました。

ロ. 清掃及び開錠・施錠業務

河内長野市から、南館3階専用部（ノバティホール）の清掃及び開錠・施錠業務と、北館5階専用部（あいっく）の清掃及び施錠業務を受託し、安全かつ適正に履行しました。

ハ. その他収入

第2駐車場及び第3駐車場に自動販売機を設置し「ノバティながの」への来館者、駐車場利用者等への利便性の向上を図っています。

（2）設備投資の状況

当期における設備投資の主なものは、共用施設として管理組合にて実施された当社負担分として、南館自動火災報知設備工事及び非常放送設備取替工事（25,109千円）です。

(3) 資金調達の状況

当期における資金調達に関しては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題（令和8年3月31日現在）

①ノバティながの北館の空床解消の取り組みについて

現在一部の区分所有者と、北館の空床解消に向けて、共同テナントリーシングを実施する方向で調整しています。他の区分所有者についても空床となっている区画が存在するため、将来的にはそれらの各区分所有者とも共同でのテナントリーシングを推進していきたいと考えており、空床の解消を図るとともに、引き続き「ノバティながの」全体の活性化につながるよう取り組みを進めてまいります。

②駐車場の今後のあり方等の検討

昨今の駐車場管理コストの上昇や、駐車場設備の更新の必要性が高まっていることに鑑み、河内長野市や区分所有者などと駐車場の今後のあり方、利用料金の見直し、設備更新などの検討を行ってまいります。

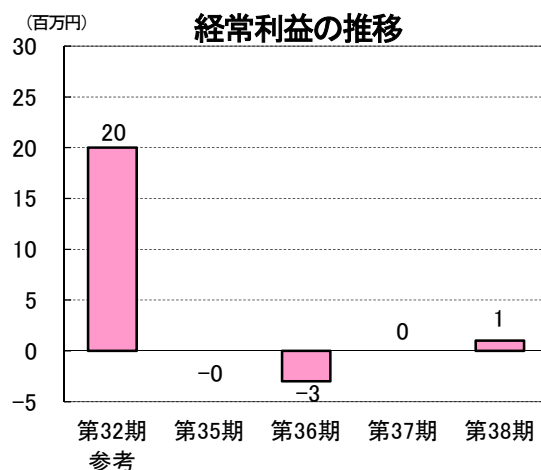
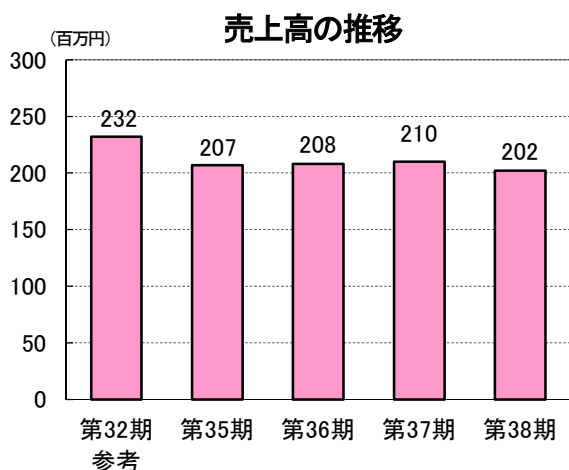
(5) 財産及び損益の状況の推移

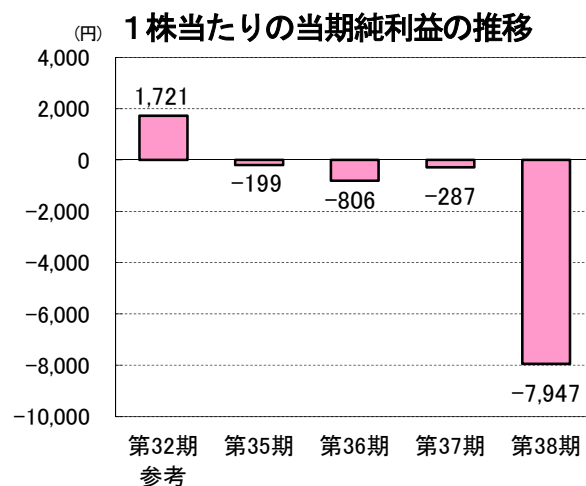
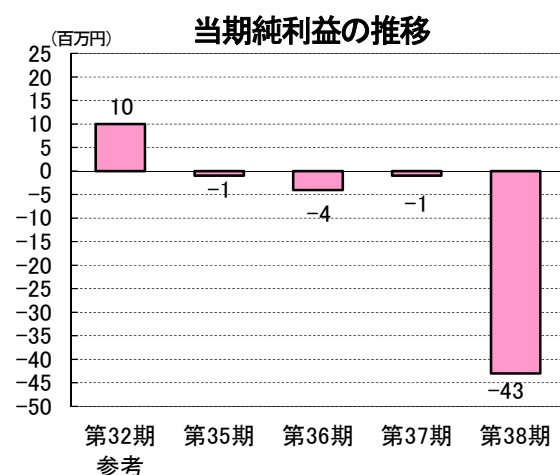
経営指標

(単位：百万円)

項 目	第32期	第35期	第36期	第37期	第38期
売上高	232	207	208	210	202
経常利益	20	-0	-3	0	1
当期純利益	10	-1	-4	-1	-43
1株当たりの 当期純利益	1,721円	-199円	-806円	-287円	-7,947円
総資産	832	816	812	819	778
純資産	735	729	724	723	680

(参考)





(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社との関係

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

(令和8年3月31日現在)

1. 不動産の賃貸、管理、運営
2. 駐車場及び駐輪場の経営、管理運営
3. 公共施設の管理運営に関する受託業務

(8) 主要な事業所

本社 大阪府河内長野市本町24番1号 (令和8年3月31日現在)

(9) 使用人の状況

(令和8年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5人	0人	56.0歳	8.5年

(注) 1. 上記には、嘱託社員2人、臨時社員2人を含めております。

2. 使用人数には、使用人兼務取締役1名を含めておりません。

(10) 主要な借入先 (令和8年3月31日現在)

当期における借入金残高はありません。

2. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(令和8年3月31日現在)

氏 名	役 職	担当及び重要な兼職の状況
西口 栄一	代表取締役	社長 河内長野市副市長
大林 巖	取締役	事業部長
西田 修	取締役	一級建築士
坂ノ上 洋	取締役	河内長野市都市サステナ部長
武田 宗久	監査役	公認会計士

(注) 1. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

- (1) 令和7年6月26日開催の第37期定時株主総会終結をもって、榊井繁春氏、梶谷泰嗣氏、早川和志氏は、退任いたしました。
- (2) 令和7年6月26日開催の第37期定時株主総会において、西田修氏が取締役に選任（重任）され、西口栄一氏、大林巖氏、坂ノ上洋氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- (3) 令和7年6月26日開催の第195回の取締役会において、西口栄一氏が代表取締役に選任されました。
- (4) 令和7年6月26日開催の第37期定時株主総会において、武田宗久氏が監査役に選任（重任）され、就任いたしました。

2. 取締役西田修氏及び坂ノ上洋氏は、社外取締役であります。

3. 監査役 武田宗久氏は、社外監査役であります。

同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	2人	690千円
監 査 役	1人	500千円
合 計	3人	1,190千円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役1名の使用人分給与等4,800千円は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月19日開催の第19期定時株主総会における決議により、年額8,000千円以内と定められています。

3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月19日開催の第19期定時株主総会における決議により、年額500千円以内と定められています。
4. 期末現在の取締役は4名、監査役は1名であります。

3. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

5,439株（自己株式601株を除く。）

(2) 株主

34名

(3) 上位12名の株主

(令和8年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持株比率
河内長野市	2,030株	37.3%
南海電気鉄道株式会社	800株	14.7%
河内長野ガス株式会社	300株	5.5%
損害保険ジャパン株式会社	280株	5.1%
株式会社三菱UFJ銀行	270株	5.0%
株式会社三井住友銀行	240株	4.4%
株式会社南都銀行	240株	4.4%
日本生命保険相互会社	200株	3.7%
三信株式会社	200株	3.7%
三井住友海上火災保険株式会社	120株	2.2%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	120株	2.2%
共栄火災海上保険株式会社	120株	2.2%

貸 借 対 照 表

令和8年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【 流 動 資 産 】	24,667,085	【 流 動 負 債 】	35,602,605
現 金 及 び 預 金	7,857,610	未 払 金	16,965,634
未 収 入 金	9,663,654	前 受 金	1,431,491
立 替 金	36,505	預 り 金	14,481,640
貯 蔵 品	2,775,816	未 払 法 人 税 等	1,244,800
未 収 還 付 法 人 税 等	132,300	賞 与 引 当 金	163,000
未 収 還 付 消 費 税 等	4,201,200	リ ー ス 債 務	1,316,040
【 固 定 資 産 】	753,588,094		
(有 形 固 定 資 産)	620,614,180	【 固 定 負 債 】	62,458,790
建 物	83,233,361	受 入 敷 金	58,653,441
建 物 附 属 設 備	68,534,472	退 職 給 付 引 当 金	624,919
構 築 物	1,774,294	長 期 リ ー ス 債 務	3,180,430
機 械 装 置	1,322,907	負 債 の 部 計	98,061,395
車 両 運 搬 具	1	純 資 産 の 部	
什 器 備 品	1,080,648	【 株 主 資 本 】	680,193,784
土 地	460,580,797	資 本 金	302,000,000
リ ー ス 資 産	4,087,700	利 益 剰 余 金	378,243,784
(無 形 固 定 資 産)	5	そ の 他 利 益 剰 余 金	378,243,784
電 話 加 入 権	5	修 繕 積 立 金	80,000,000
(投 資 そ の 他 の 資 産)	132,973,909	別 途 積 立 金	100,000,000
差 入 敷 金	20,367,785	繰 越 利 益 剰 余 金	198,243,784
長 期 前 払 費 用	112,606,124	(うち 当 期 純 損 失)	(43,226,463)
		自 己 株 式	-50,000
		純 資 産 の 部 計	680,193,784
資 産 の 部 計	778,255,179	負 債 ・ 純 資 産 の 部 計	778,255,179

損 益 計 算 書

(単位:円)

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

科 目	金 額	
【売 上 高】		円
不 動 産 運 営 収 入	89,897,273	
駐 車 駐 輪 場 収 入	108,310,677	
受 託 事 業 収 入	4,681,853	202,889,803
【売 上 原 価】		
不 動 産 運 営 費	98,929,476	
駐 車 駐 輪 場 運 営 費	70,343,309	
受 託 事 業 原 価 等	3,285,520	172,558,305
売 上 総 利 益		30,331,498
【販売費及び一般管理費】		28,499,720
営 業 利 益		1,831,778
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	27,494	
受 取 保 険 金	48,070	
雑 収 入	72,381	147,945
【営 業 外 費 用】		
雑 損 失	431	431
経 常 利 益		1,979,292
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 除 却 損	5,995,932	
大 規 模 修 繕 費	38,753,620	44,749,552
税引前当期純損失		42,770,260
法人税及び住民税等		456,203
当 期 純 損 失		43,226,463

株主資本等変動計算書

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月 31日

(単位: 円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	302,000,000	0	0	0
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				
当 期 変 動 額 合 計				
当 期 末 残 高	302,000,000	0	0	0

(単位: 円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
		修繕積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	0	80,000,000	100,000,000	241,470,247	421,470,247
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				-43,226,463	-43,226,463
当 期 変 動 額 合 計				-43,226,463	-43,226,463
当 期 末 残 高	0	80,000,000	100,000,000	198,243,784	378,243,784

(単位: 円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価差額等合計	
当 期 首 残 高	-50,000	723,420,247	0	0	723,420,247
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		-43,226,463			-43,226,463
当 期 変 動 額 合 計		-43,226,463			-43,226,463
当 期 末 残 高	-50,000	680,193,784	0	0	680,193,784

個 別 注 記 表

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法により評価しています。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

但し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物の償却方法は、定額法によっています。

無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、重要性が乏しいと認められるリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付にあてるため、退職金規程にもとづく自己都合期末要支給額を計上しています。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、重要性が乏しいと認められるリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料総額は、1,151,160 円です。
------------	---

消費税等の会計処理	税抜方式によっています。
-----------	--------------

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数	6,040 株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の数	601 株

3. その他の注記

有形固定資産の減価償却累計額	578,608,226 円
----------------	---------------

報告第 2 3 号

令和 7 年度三日市町駅整備株式会社の事業並びに決算の報告
について

令和 7 年度の三日市町駅整備株式会社の事業並びに決算について、地方
自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

2026年5月18日

三日市町駅整備株式会社

取締役社長 上田 典生 殿

監査役 吉川 真史

監査報告書

2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において、適正に表示しているものと認めます。

以 上

第 22 期 （2025年度）

事 業 報 告

2025年4月 1日から

2026年3月31日まで

三日市町駅整備株式会社

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2025年度は鉄道駅総合改善事業整備施設及びホーム施設等の南海電気鉄道株式会社への賃貸事業を行い、売上高として16,344,504円を計上しております。

一方、売上原価・販売費及び一般管理費は整備施設の減価償却費及び事務委託費等で16,321,804円を計上しており、その結果、営業利益は22,700円(前期比3.7%増)となりました。

これに営業外収益を加算した経常利益は39,094円(前期比47.1%増)、法人税等を控除した当期純損失は49,079円となりました。

(2) 対処すべき課題

特にございません。

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位:円)

区 分	2022年度 第 19 期	2023年度 第 20 期	2024年度 第 21 期	2025年度 (当期)第 22 期
売 上 高	17,765,589	17,398,931	16,639,602	16,344,504
当 期 純 利 益	△ 64,397	△ 61,142	△ 58,493	△ 49,079
1株当たり当期純利益	△321円98銭	△305円71銭	△292円46銭	△245円39銭
総 資 産	227,752,331	213,650,930	200,216,712	187,117,419
純 資 産	7,661,522	7,600,380	7,541,887	7,492,808

(4) 重要な親会社の状況

親会社との関係

当社の親会社は南海電気鉄道株式会社で、同社は当社の株式を120株(出資比率60%)所有いたしております。

当社は同社に対して、三日市町駅における鉄道駅総合改善事業整備施設の賃貸を行っております。

(5) 主要な事業内容

当社の主要な事業は以下のとおりであります。

三日市町駅における鉄道施設の建設及びその施設の貸付

(6) 主要な営業所

本 店 大阪府河内長野市三日市町1125番地

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 200 株

(2) 株主数 2 名

(3) 大株主

株 主 名	持 株 数
南海電気鉄道株式会社	120 株
河内長野市	80 株

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	他の法人等の代表状況等
上 田 典 生	代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	
坂 ノ 上 洋	取 締 役	
上 村 悠	取 締 役	
廣 島 純 也	取 締 役	
吉 川 真 史	監 査 役	

(注) 2025年6月5日、取締役 中橋 栄一、同 窪田 勇輝、同 藤田 晃正は退任し、
監査役 戸川 雅之は辞任いたしました。
同日、新たに坂ノ上 洋、上村 悠、廣島 純也は取締役に、
吉川 真史は監査役に就任いたしました。

第 22 期 （2025年度）

計 算 書 類

2025年4月 1日から

2026年3月31日まで

三日市町駅整備株式会社

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,287,938	流 動 負 債	795,130
預 金	8,287,938	未 払 法 人 税 等	85,700
		未 払 消 費 税 等	709,430
固 定 資 産	178,829,481	固 定 負 債	178,829,481
有 形 固 定 資 産	178,829,481	長 期 前 受 金	178,829,481
建 物	154,106,873		
建 物 附 属 設 備	5,307,709	負 債 合 計	179,624,611
構 築 物	19,414,895		
機 械 装 置	1	(純 資 産 の 部)	
工 具 器 具 備 品	3	株 主 資 本	7,492,808
		資 本 金	10,000,000
		利 益 剰 余 金	△ 2,507,192
		その他利益剰余金	△ 2,507,192
		繰越利益剰余金	△ 2,507,192
		純 資 産 合 計	7,492,808
資 産 合 計	187,117,419	負 債 及 び 純 資 産 合 計	187,117,419

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	
売 上 高		
賃 貸 収 入	16,344,504	16,344,504
売 上 原 価		
賃 貸 原 価	14,444,504	14,444,504
売 上 総 利 益		1,900,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,877,300
営 業 利 益		22,700
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16,154	
雑 収 入	240	16,394
経 常 利 益		39,094
税 引 前 当 期 純 利 益		39,094
法人税、住民税及び事業税		88,173
当 期 純 損 失		49,079

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位:円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	10,000,000	△ 2,458,113	7,541,887
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		△ 49,079	△ 49,079
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 49,079	△ 49,079
当 期 末 残 高	10,000,000	△ 2,507,192	7,492,808

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物本体 定額法

建物本体以外 定率法

2. 工事負担金等の会計処理

鉄道駅総合改善事業における三日市町駅の鉄道施設の建設を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受領した場合には、工事完成時に当該工事負担金等を取得した固定資産の取得原価から直接減額しております。

3. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の総数

普通株式

200株

認定第 1 号

令和 7 年度河内長野市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度河内長野市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 2 号

令和 7 年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳

出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 3 号

令和 7 年度河内長野市土地取得特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度河内長野市土地
取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認
定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 4 号

令和 7 年度河内長野市部落有財産特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度河内長野市部落
有財産特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の
認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 5 号

令和 7 年度河内長野市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度河内長野市介護
保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認
定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 6 号

令和 7 年度河内長野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度河内長野市後期
高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議
会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 7 号

令和 7 年度河内長野市水道事業決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度河内長野市水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 8 号

令和 7 年度河内長野市下水道事業決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度河内長野市下水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

議案第 56 号

河内長野市教育委員会委員の任命について

河内長野市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、本市議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

住 所

氏 名

生年月日

議案第 57 号

河内長野市消費生活センター条例の改正について

河内長野市消費生活センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市消費生活センター条例の一部を改正する条例

河内長野市消費生活センター条例（平成 28 年河内長野市条例第 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条中「午後 5 時 30 分」を「午後 5 時」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 58 号

河内長野市職員の特殊勤務手当条例の改正について

河内長野市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

河内長野市職員の特殊勤務手当条例（平成 12 年河内長野市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表災害応急作業等手当の項中「2, 160 円」を「2, 880 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の河内長野市職員の特殊勤務手当条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の河

内長野市職員の特殊勤務手当条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

議案第 59 号

河内長野市市税条例の改正について

河内長野市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市市税条例の一部を改正する条例

河内長野市市税条例（昭和 59 年河内長野市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 27 条第 1 項ただし書中「及び第 28 条の 3 第 1 項」を「並びに第 28 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 28 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 28 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、
公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の

提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第46条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつ

て、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

第 28 条の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第 63 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては 200,000 円」を削り、「1,500,000 円」を「1,800,000 円」に改める。

第 1 1 4 条第 1 項中「都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 条」を「都市計画法第 5 条」に改める。

附則第 4 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 5 条の 3 第 1 項中「令和 2 0 年度」を「令和 2 5 年度」に、「令和 7 年」を「令和 1 2 年」に改める。

附則第 5 条の 4 中「又は附則第 2 1 条の 6 第 1 項」を「、附則第 2 1 条の 3 第 1 項又は附則第 2 1 条の 6 第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び第 5 条の 4 の 5 中「附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 5 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 5 条の 6 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「（法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 6 条の 3 第 3 項から第 6 項までの規定中「2 分の 1」を「3 分の 1」に改め、同条第 7 項中「1 4 分の 1 1」を「2 分の 1」に改め、同条第 8 項及び第 9 項中「1 2 分の 7」を「2 分の 1」に改める。

附則第 1 8 条第 2 項中「附則第 3 4 条の 2 第 5 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 6 項」に、「附則第 3 4 条の 2 第 1 0 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 1 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 3 号から第 1 5 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭

和 3 3 年法律第 3 0 号) 第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 4 4 年法律第 5 7 号) 第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法 (平成 1 5 年法律第 7 7 号) 第 5 6 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 2 1 条の 3 を次のように改める。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 2 1 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 1 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 2 0 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 1 8 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額 (以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額 (特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額 (次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 1 9 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) をいう。) の 1 0 0 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 21 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第 23 条から第 24 条の 2 まで、第 24 条の 3 第 1 項、附則第 5 条第 1 項及び附則第 5 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 23 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 21 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条第 1 項前段、第 24 条の 2、第 24 条の 3 第 1 項、附則第 5 条第 1 項及び附則第 5 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 21 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 21 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 21 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 21 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 21 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 21 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第27条第1項ただし書、第28条の2及び第28条の3の改正規定並びに附則第4条の改正規定及び附則第5条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第24条第2項の改正規定並びに附則第5条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第5条の6の改正規定及び附則第18条の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第5条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第21条の3の改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の河内長野市市税条例（以下「新条例」という。）第28条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の河内長野市市税条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の河内長野市市税条例附則第5条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する

要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の河内長野市市税条例附則第5条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第18条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第18条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第21条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 6 0 号

河内長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営に関する基準を定める条例の改正について

河内長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

河内長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成 2 6 年河内長野市条例第 3 3 号）の一部を次のよ
うに改正する。

目次中「第 5 1 条・第 5 2 条」を「第 5 1 条～第 5 2 条」に改める。

第 2 条第 6 号中「小規模保育事業」を「満 3 歳未満等小規模保育事業」
に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第 3 号に掲げる事業
を除く。）」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0

項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）を

いう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同

号イ（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 15 条第 1 項第 1 号中「この号及び次号において」を削る。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 25 条中「幼稚園」を「学校教育法第 1 条に規定する幼稚園」に、「学校教育法第 28 条第 2 項」を「同法第 28 条第 2 項」に改める。

第 29 条第 1 項中「第 39 条第 4 項」を「第 39 条第 5 項」に改める。

第 35 条第 1 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」に、「第 13 条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「第 13 条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定

子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「第１３条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「第１３条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第２項を次のように改める。

- ２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学

校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第 43 条第 3 項に規定する労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第 37 条に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）

は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 39 条第 2 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第 43 条第 1 項を除く。）」を加え、「満 3 歳未満保育給付認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同条第 4 項中「満 3 歳未満」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）

は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育

を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第４０条第２項及び第４１条中「満３歳未満」を削る。

第４２条第１項第１号中「満３歳未満」を削り、同項第３号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）」を加え、「特定地域型保育の提供を」を「特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項及び第１２項において同じ。）の提供を」に改め、「その他の」の次に「法第１９条第３号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第７項中「、次に掲げるもの」を「次に掲げるもの」に改め、「２０人以上のものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改め、同条中第１１項を第１２項とし、第８項から第１０項までを１項ずつ繰り下げ、第７項の次に次の１項を加える。

８ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）

は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第４６条中「重要事項に関する規程」の次に「（第５０条において準用する第２３条において「運営規程」という。）」を加え、同条第７号中「第３９条第２項」の次に「及び第３項」を加える。

第４７条第１項及び第２項ただし書並びに第４９条第２項中「満３歳未

満」を削る。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と」を削り、「同条第1項」を「第14条第1項」に、「地域型保育給付費」と読み替えるものとする」を「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「前節（」を「この章（第37条第3項、第39条第3項及び」に、「含む。次条第

3 項」を「含む。第 5 2 条第 3 項」に改め、「以下この章」の次に「（第 4 3 条第 1 項を除く。）」を加え、「同号又は同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 5 2 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除き、第 5 2 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「同号に掲げる小学校就学前子ども」を「同号」に、「同号第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」を「法第 1 9 条第 3 号」に改め、「第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 5 1 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 3 7 条第 3 項の規定により定められた利用定員の総数を超えな

いものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費

用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項）を「満３歳未満保育認定子ども（第５１条第１項）」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「前節」を「この章」に改め、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 3 項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 6 条第 3 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 6 1 号

河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の改正について

河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年河内長野市条例第 3 4 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

- (3) 幼児 法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する幼児（満 3 歳に満たない者
に限り、法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 1 0 項第 2 号、同条第 1
1 項第 2 号又は同条第 1 2 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認め
られる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合若しく
は同条第 1 0 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であって
満 3 歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含

む。)をいう。

第6条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))」を加え、同条第7項中「、次に掲げるもの」を「次に掲げるもの」に改め、「20人以上のものに限る。))」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。))を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。))に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。))その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「法第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する過程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保

育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と」を削る。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業

所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

ならない。

第48条中「第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」を「第4号において同じ。）」に改める。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条を次のように改める。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

(河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年河内長野市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「前項」を「附則第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に、「同項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 令和10年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「同条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、同条例」とあるのは「同条例」と、「「30人」とあるのは「、「30人」とする。

議案第 6 2 号

河内長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の改正について

河内長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例

河内長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年河内長野市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「条件」を「要件」に改める。

第 1 3 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等

の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 2 0 条第 3 項中「。以下「認定こども園法」という。」を削る。

第 2 7 条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

議案第 6 3 号

河内長野市立福祉センター条例の改正について

河内長野市立福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市立福祉センター条例の一部を改正する条例

河内長野市立福祉センター条例（昭和 5 0 年河内長野市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 を削り、第 2 条の 4 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の 5 から第 2 条の 7 までは 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の河内長野市立福祉センター条例第 2 条の 3 の規定により指定管理者として指定を受けている者に係る指定の条件については、その指定の期間が満了する日までの間、

なお従前の例による。

議案第 6 4 号

河内長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
改正について

河内長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

河内長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年
河内長野市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 5 号

(仮称) 南花台中央公園整備工事請負変更契約の締結について

て

(仮称) 南花台中央公園整備工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

1 契約目的

(仮称) 南花台中央公園整備工事

2 契約内容

(1) 変更前

【Aゾーン】スタジアム整備 一式

管理棟建築（鉄骨造地上 1 階、延床面積 1, 4 8 6 平方メートル）

（事務室、多目的室、更衣室、シャワー室、医務・救護室、授乳室、倉庫、男女トイレ、公衆・共用トイレ、バリアフリースイートイレ）

サッカーコート（天然芝・人工芝張り、サッカーゴール、散水設備）

メインスタンド（観覧席）、さく井、防球ネット、音響設備、サイン

等、空調換気・消防設備等、管理棟屋上パーゴラ屋根、スコアボー

ド設備

【Aゾーン】公園整備 一式

歩道、施設（ベンチ、手摺、遊具等）整備、駐車場、植栽等、公園
公衆トイレA

【Bゾーン】公園整備 一式

歩道、施設（ベンチ、手摺、遊具等）整備、植栽等、芝生広場、駐
車場、公園公衆トイレB、深井戸・散水スプリンクラー設備

【各ゾーン】

2次造成工事、照明、監視カメラ、給排水衛生設備 一式

(2)変更後

【Aゾーン】スタジアム整備 一式から削除

さく井

【Aゾーン】公園整備 一式

【Bゾーン】公園整備 一式から削除

公園公衆トイレB、深井戸

【各ゾーン】数量増減等による設計変更 一式

3 契約方法

条件付き一般競争入札

4 契約金額

変更前 金2,449,201,700円

変更後 金2,446,736,600円

5 契約の相手方

奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1

村本建設株式会社

代表取締役 高貝 和弘